

PPP/PFIをめぐる最近の動向と 国土交通省の取組

令和8年8月18日

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

1. PPP/PFIとは
2. 国土交通省における分野別の取組み
3. 地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進
4. スモールコンセッションの推進
5. 国土交通省のPPP/PFIの導入支援策

PPP(Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を**行政と民間が連携**して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI(Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を**民間の資金**、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業
(コンセッション事業)

収益施設の併設・活用など事業収入で
費用を回収するPPP/PFI事業
(収益型PPP/PFI事業)

公共が支払うサービス購入料で費用を
回収するPPP/PFI事業
(サービス購入型PPP/PFI事業)

指定管理者制度

包括的民間委託

公的不動産利活用事業

PFI法の概要 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))

目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

事業の実施

実施方針の策定・公表(第5条)

民間事業者による提案(第6条)

特定事業の選定(第7条)

※VFM評価(第11条第1項)

民間事業者の選定(第8条)

※総合評価方式が原則(第11条第2項)

選定事業者 - 選定事業の実施(第14条)

公共施設等運営権方式(第16条)

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式

支援措置等

- ワンストップ窓口制度(第15条の2)
- 国の債務負担5年→30年(第68条)
- 行政財産の貸付け(第69条、第70条)
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能
- 国公有財産の無償使用等(第71条)
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能
- 公務員の退職派遣制度(第78条、第79条)
公共施設等の運営等に関する専門的ノウハウ等を有する公務員を公共施設等運営権者に退職派遣させる制度
- 公共施設等運営権者が指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例(第23条第3項、第26条第5項)
公共施設等運営権制度と指定管理者制度を併用する場合の事務の煩雑さを軽減
- 上下水道事業におけるに係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除(附則第4条) 等

株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条～第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施

PFI推進会議(第83条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

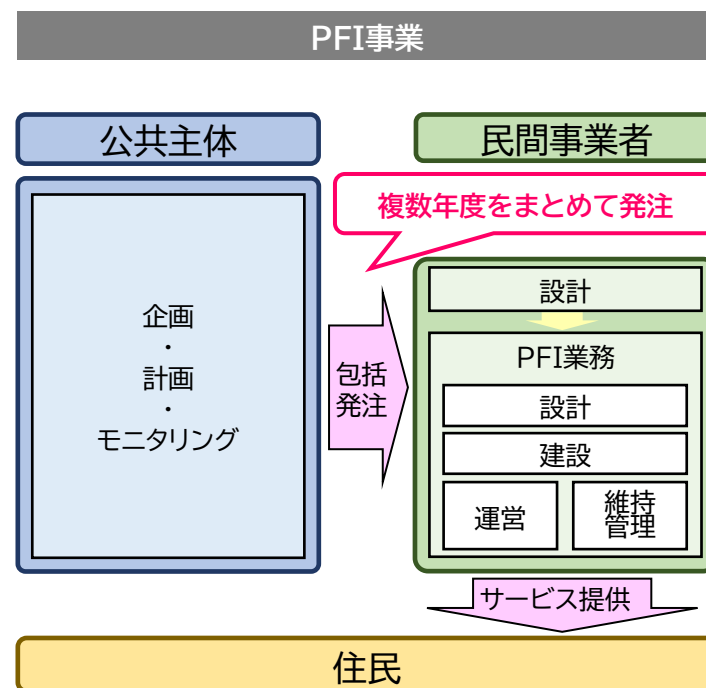
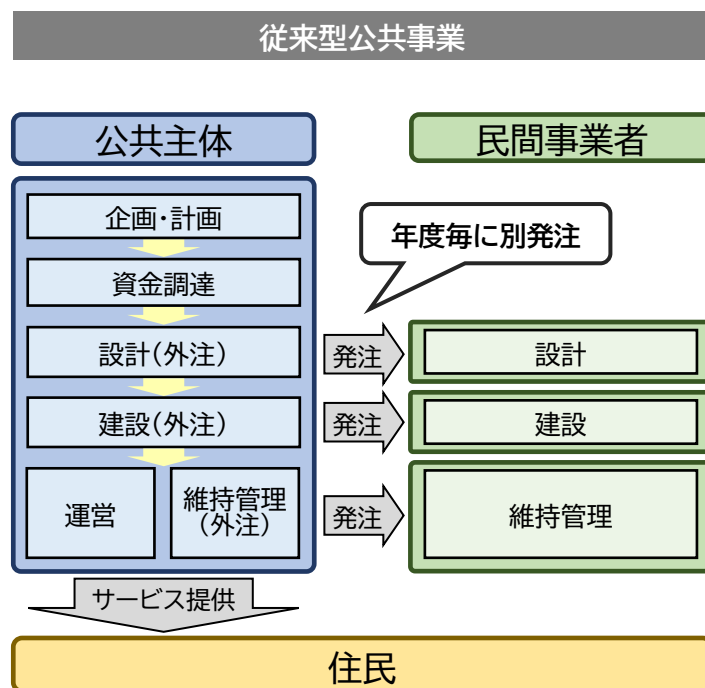
PFI推進委員会(第85条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

PFI (Private Finance Initiative)とは

PFI(Private Finance Initiative)とは

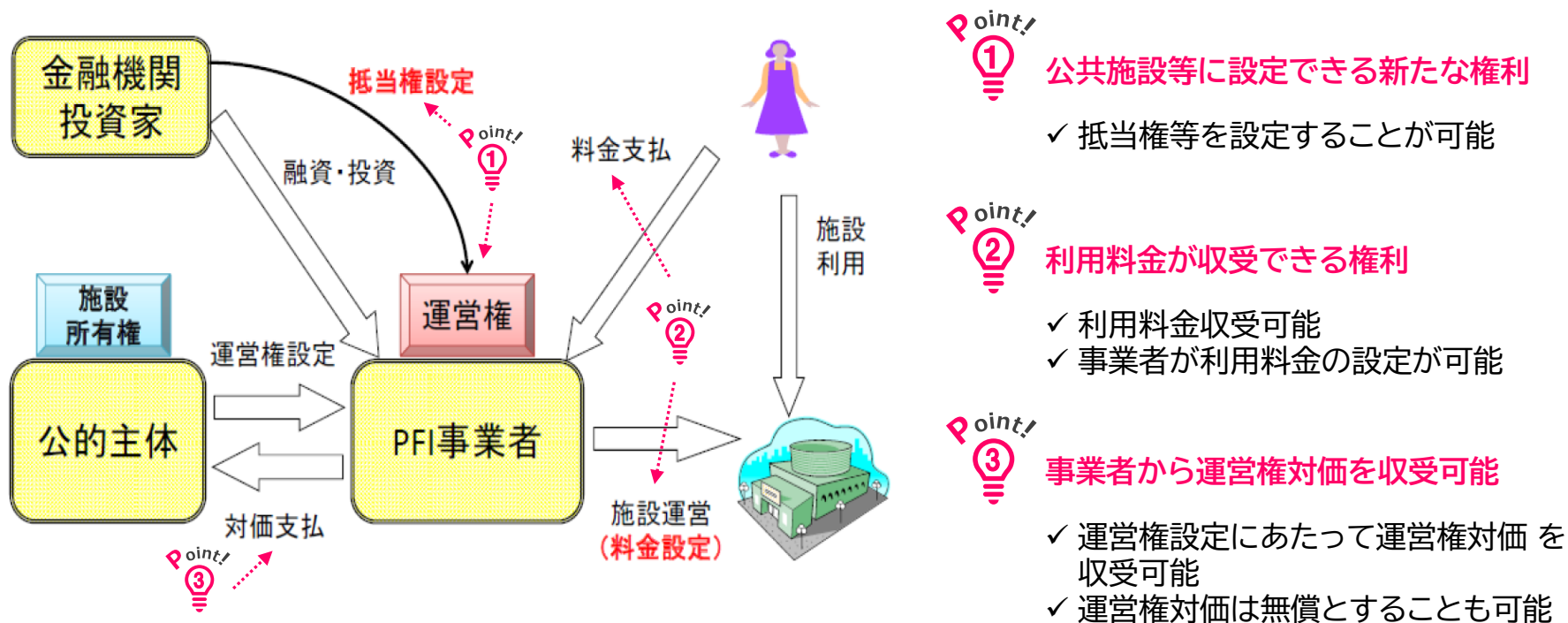
- 公共施設等の建設、維持管理、運営等を**民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用**して行う手法
- 『民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律』(**PFI法**、平成11年制定)に基づき実施



複数年度にわたり、包括的に業務を発注可能

コンセッション方式

- 利用料金の徴収を行う公共施設について、**施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定**する方式。(平成23年PFI法改正により導入)
- 公的主体が所有する公共施設等について、**民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能**とすることにより、**利用者ニーズを反映した質の高いサービス**を提供。



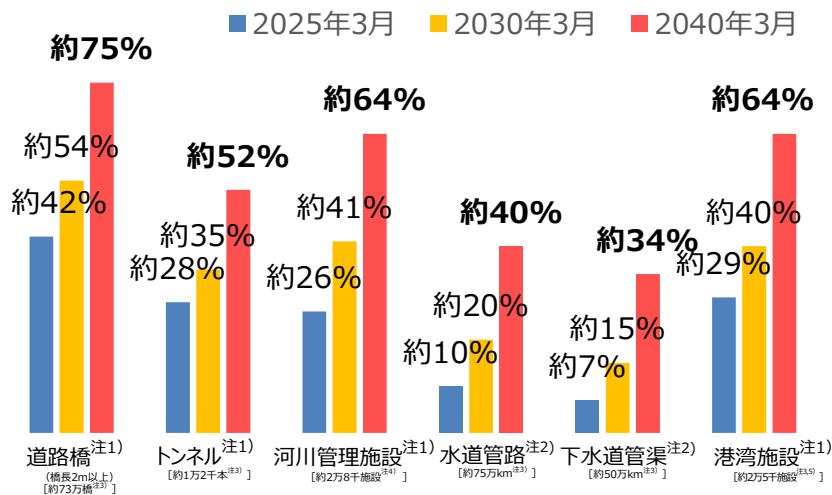
【出典】「MICE施設におけるコンセッション方式活用推進に向けた調査等事業」

- 高度経済成長期以降に整備された**社会資本の建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に増加**。
- 「事後保全」から「予防保全」への転換により、将来の維持管理・更新費の縮減を図るとともに、**持続的・効率的な、公共施設の維持管理を実施するための財源確保が課題**。

地方公共団体を取りまく現状

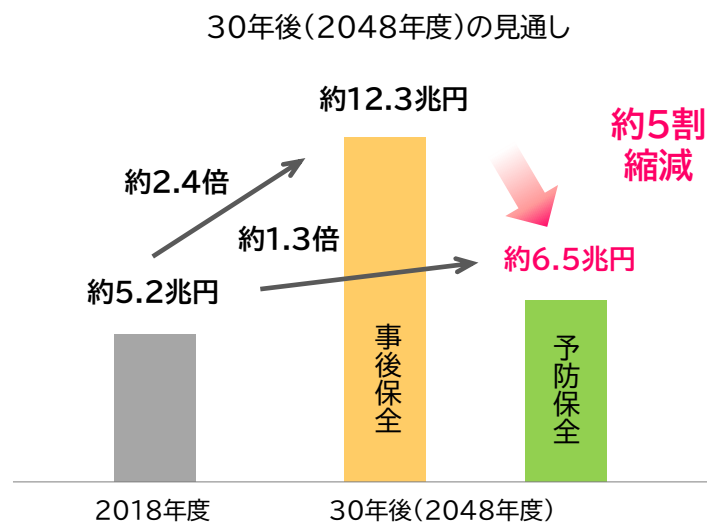
＜建設後50年以上経過する施設の割合＞
(2025年3月時点)

[] : 各施設の総数 (総延長)



注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。
 注2) 2024年3月時点。
 注3) 建設年度不明の施設数を含む。
 注4) 国: 堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム。
 独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。
 都道府県・政令市: 堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。
 注5) 公共の港湾施設のうち、海上物流に資する主要な施設。

＜国土交通省における将来の維持管理・更新費用の推計結果＞
(2018年11月30日公表)

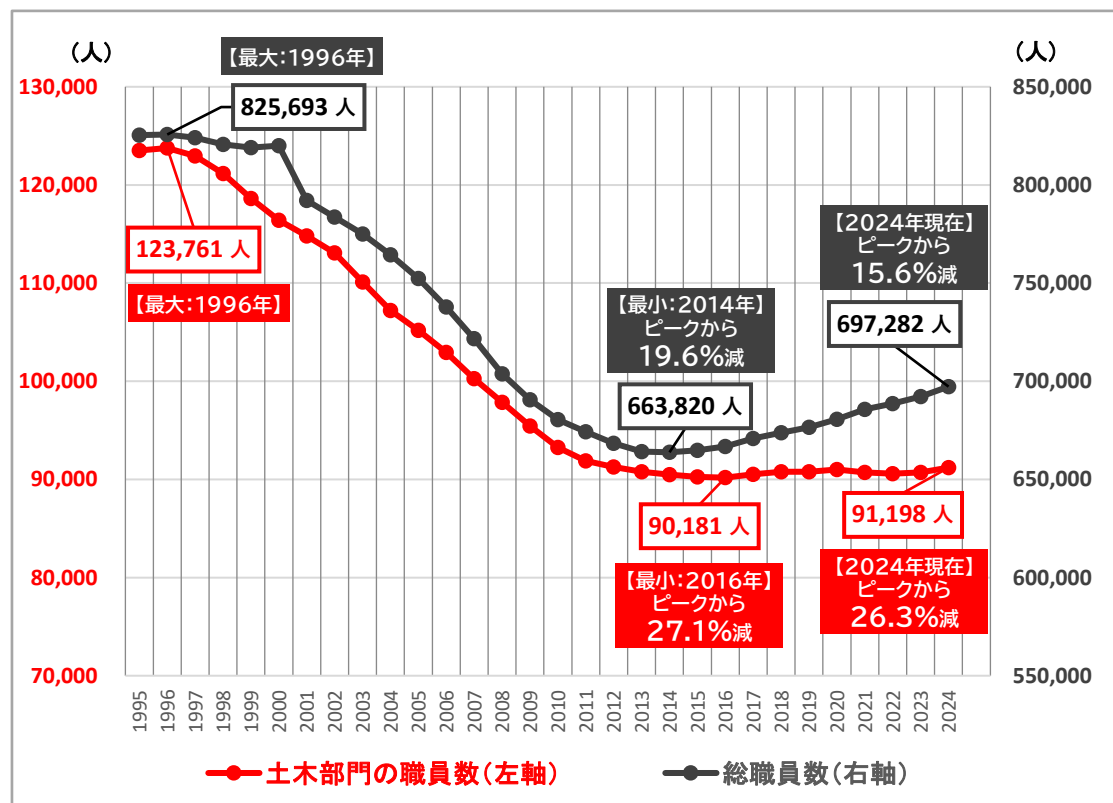


【出典】国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 資料
 「令和7年1月28日 令和6年度 PPP/PFI 推進施策説明会」

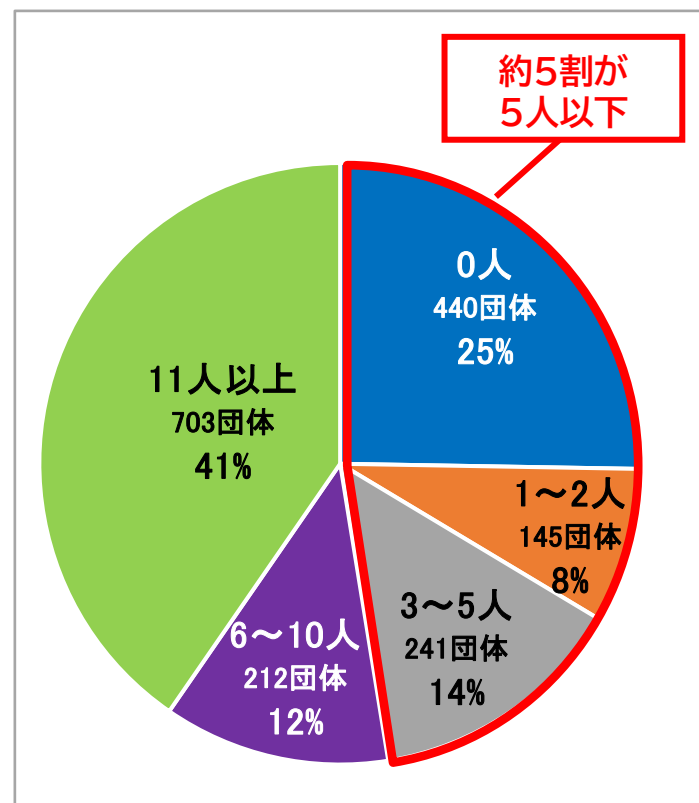
国土交通省総合政策局社会資本整備課 作成資料

- 市区町村における**土木部門の職員数**は、ピークの1996年と比べて、**約30年で約26%減少**。
(総職員の減少率は約16%であり、土木部門職員数はそれよりも10ポイント大きく減少)
- **技術系職員数は、約半数の市区町村では5人以下**(25%の市区町村は技術系職員が0人)。

<市区町村における部門別職員数の推移>※1

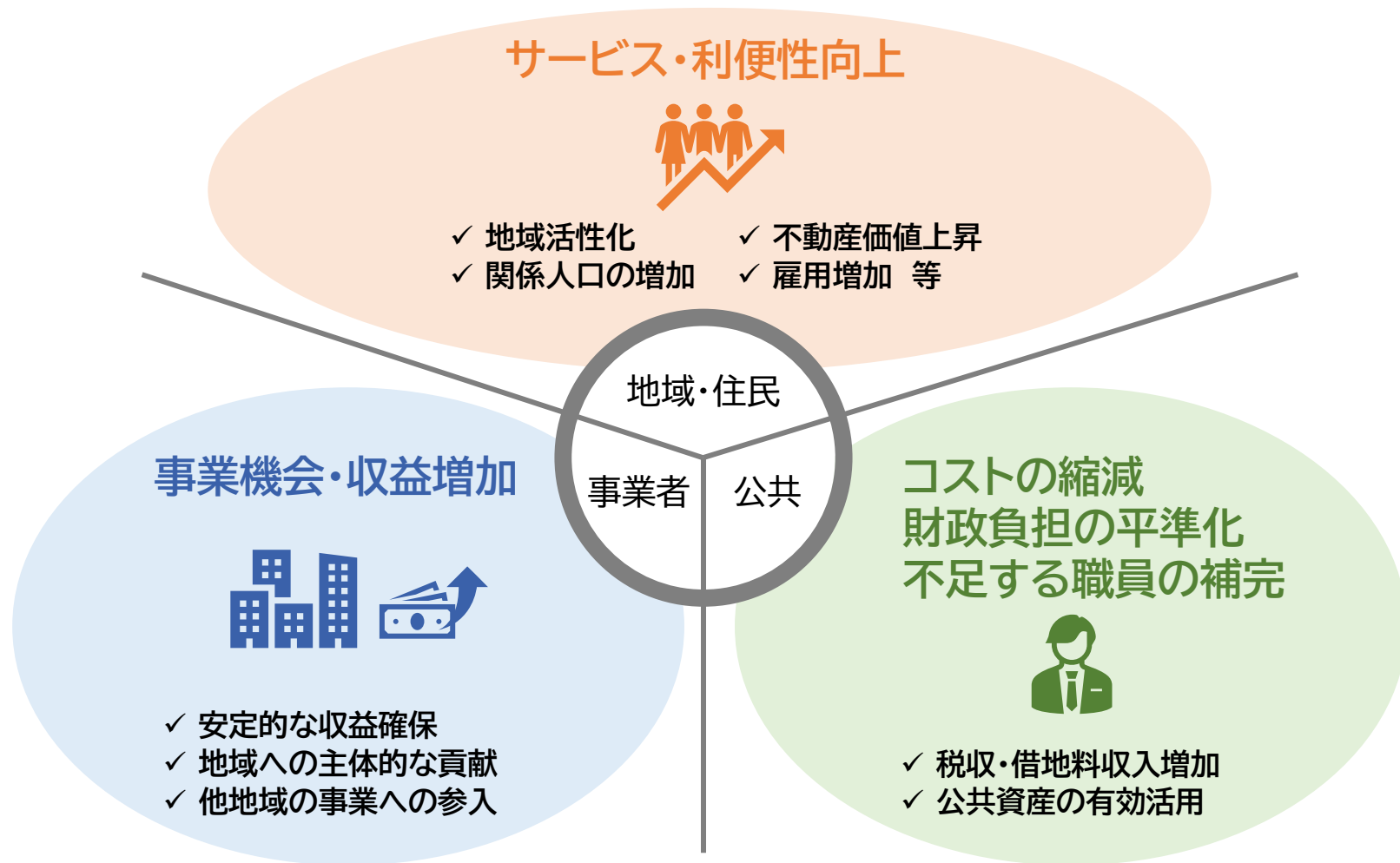


<市区町村における技術系職員数>※1※2



※1:地方公共団体定員管理調査結果(R6.4.1時点)より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。

※2:技術系職員は土木技師、建築技師として定義。



PFIが活用されている主な公共施設

施設	
学校教育施設	・小中学校の校舎 ・小中学校の空調設備、耐震化 ・給食センター
庁舎・市民生活施設等	・庁舎 ・庁舎等のESCO事業 ・消防署 ・公民館、コミュニティセンター等
福祉医療施設	・病院 ・高齢者福祉施設
公営住宅・宿舎	・公営住宅 ・子育て支援住宅 ・公務員宿舎
文化施設等	・市民会館、市民ホール ・博物館、美術館、科学館 ・水族館、動物園
スポーツ施設	・体育館、アリーナ、武道館 ・スタジアム、陸上競技場 ・屋内プール

施設	
上下水道	・上水道 (浄水場、水道事業全体のコンセッション) ・下水道 (下水処理場、消化ガス発電設備、下水道事業全体のコンセッション)
交通施設	・駐車場、駐輪場 ・バスターミナル等
公園・観光施設	・道の駅 ・温浴施設 ・都市公園 ・ホテル、市民保養施設、少年の家 ・ロープウェイ
廃棄物処理施設	・ごみ焼却場 ・ごみ焼却場の余熱利用施設 ・産業廃棄物最終処分場 ・資源ごみリサイクル施設
その他	・斎場 ・刑務所、少年刑務所 ・水力発電所 ・港湾設備 ・卸売市場 ・人工衛星 ・MICE(展示場、会議場などのコンベンション施設)

1. PPP/PFIとは
- 2. 国土交通省における分野別の取組み**
3. 地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進
4. スモールコンセッションの推進
5. 国土交通省のPPP/PFIの導入支援策

○ PPP/PFI推進に関する政府の方針や施策をまとめた「PPP/PFI推進アクションプラン」について、令和8年改定において、令和13年度までの**事業規模目標の見直し（30兆円→40兆円）**及び**事業件数目標の見直し（650件→730件）**や、目標の実現に向けた取組の充実等を行った。

○ これを踏まえ、国土交通省においては、空港、水道、下水道、道路、公園、MICE施設、公営住宅、港湾施設の**計8の重点分野における官民連携を推進**

※ 改定にあたっては、**民間資金等活用事業推進会議（会長：内閣総理大臣、委員：全国務大臣）で決定。**

＜事業件数ターゲットの見直し＞

分野	令和7年度末	変更前目標	新目標
空港	4件（40%）	10件	10件
水道	33件（33%）	100件	100件
下水道	29件（29%）	100件	100件 (令和8年度中に前倒して達成を目指す)
道路	52件（87%）	60件	65件 (これまでの実績及び今後の進捗を踏まえ、目標を上方修正)
公園	12件（40%）	30件	35件 (今後の進捗を踏まえ、目標を上方修正)
MICE施設	9件（30%）	30件	30件
公営住宅	56件（56%）	100件	100件
港湾施設	4件（40%）	10件	30件 (「クルーズ船向け旅客ターミナル」に「みなと緑地PPP」を追加し、「港湾施設」として再整理したうえで、目標を上方修正)

＜取組の充実＞

分野	主な取組
空港	✓ リスク分担条項の新設について、 会議体で検討 することを明記
水道	✓ 「水道分野における 「水の官民連携」ガイドライン 」を策定・周知することを明記
下水道	✓ 汚水管の改築に係る 国費支援要件 に関して、 広域化が妨げられることのないよう制度設計 することを明記
道路	✓ 下関北九州道路について、 公共施設等運営事業を含むPPP/PFIの手続 を経ることを前提に、 事業化を検討
MICE施設	✓ 専門家派遣等を通じ、事業発案段階で 分野横断型事業の働きかけ等 を行うことを明記

※そのほか、**遊休公的施設を小規模PPP/PFI事業により活用する取組であるスモールコンセッション**について、遊休公的施設に関する情報のマッピングによる共有・「見える化」や案件形成に向けた対話機会の充実等を図り、令和13年度までに、**100件の事業の具体化**を目標とする。

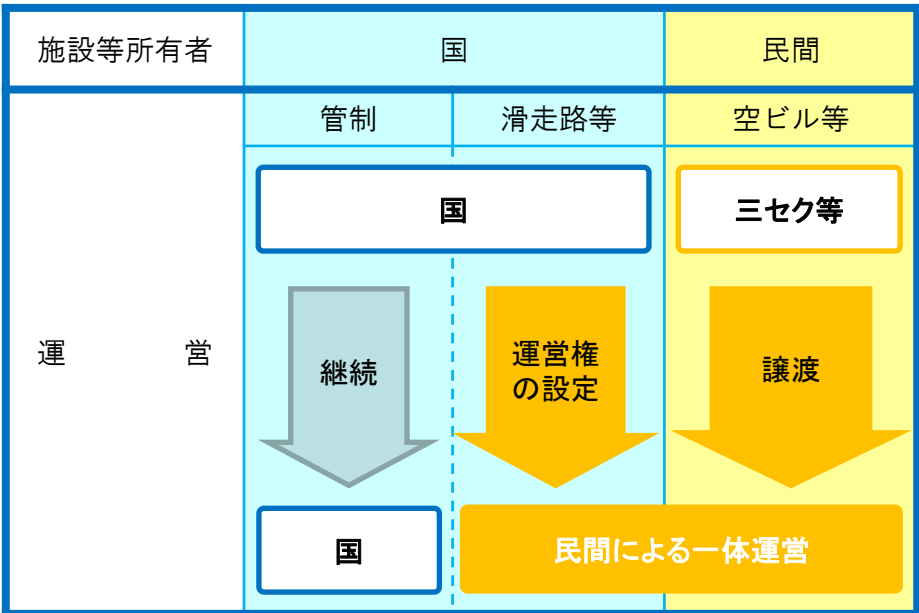
国管理空港等

民活空港運営法に基づき民間による創意工夫を活かした一体経営を実現し、着陸料等の柔軟な設定等を通じた航空ネットワークの充実、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る。

民間委託手法

国が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営

- ・運営権者は、国から公共施設等運営権の設定を受けることにより滑走路等の運営を実施、三セク等の株式を取得することによりターミナルビル等の運営を実施
- ・運営権者は、着陸料その他の収入を設定・収受し、これらの収入により事業実施に要する費用を負担する



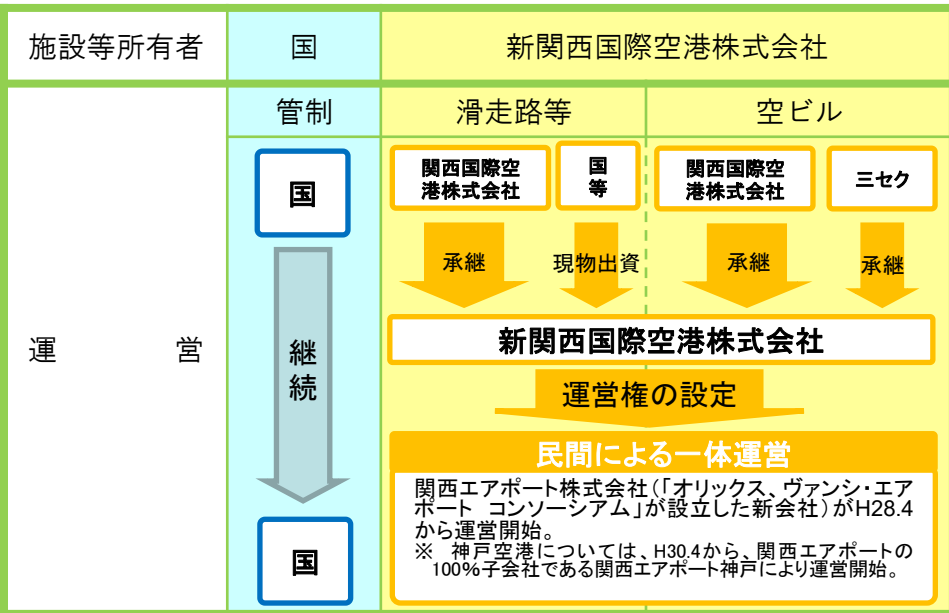
関西国際空港・伊丹空港

経営統合法に基づきコンセッションを実施することで、関空債務の早期・確実な返済を行い、関空の国際拠点空港としての再生・強化、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。

民間委託手法

新関西国際空港株式会社が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営

- (※) H24.7、新関西国際空港株式会社は、国管理空港であった伊丹空港についても経営統合し、関空との一体運用を開始
- (※) 関空の土地については、新関西国際空港株式会社の子会社が保有



道路分野におけるコンセッション方式の導入

道路整備特別措置法の考え方

- 建設された道路は無料で一般交通の用に供される「無料公開の原則」。
- 一方で、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てる有料道路制度を規定するとともに、料金の徴収主体を高速道会社、地方道路公社等に限定。



構造改革特区制度による道路整備特別措置法の特例措置

改正構造改革特別区域法 平成27年7月8日成立
8月3日施行

【特例措置のポイント】

- 地方道路公社が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化。
- 料金は、公社が許可等を受けた料金を上限として、民間事業者が弾力的に決定。

<コンセッション方式(公共施設等運営権方式)>



特定車両停留施設

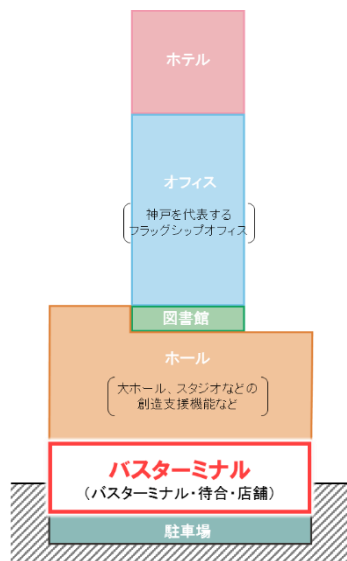
○ 交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設を道路附属物として位置付け

➤ 施設運営については、コンセッション(公共施設等運営権)制度の活用が可能

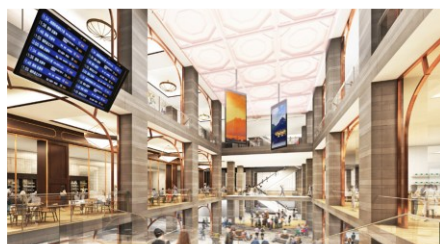
事業者専用の道路施設の構築

○ バス、タクシー、トラック等を停留させるための「**特定車両停留施設**」を、道路附属物として位置付け

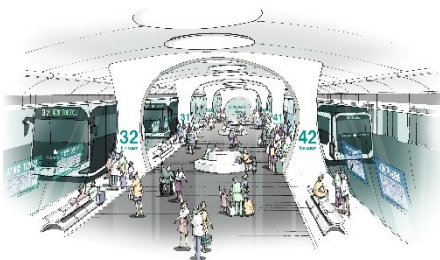
➤ 道路管理者が停留料金を徴収することができる 等



[再開発ビル内に設置する場合の構成のイメージ]



[バス待合空間のイメージ]



[バス乗降空間のイメージ]

<特定車両停留施設のイメージ>

出典: 国道2号等 神戸三宮駅前空間事業計画「中間とりまとめ」(概要)

維持管理・運営における民間ノウハウの活用

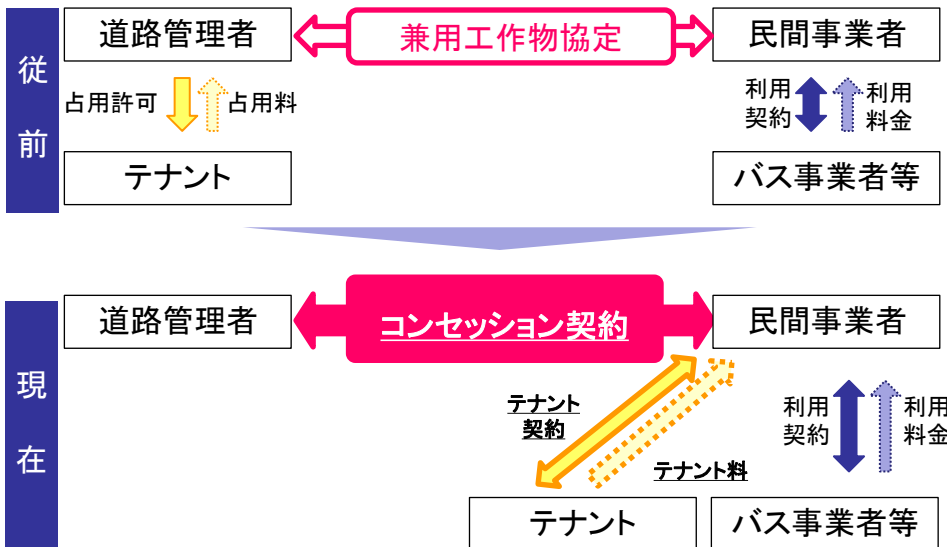
○ 特定車両停留施設に「コンセッション(公共施設等運営権)制度」の活用が可能

➤ 運営権者が利用料金を収受することができる

➤ 協議の成立により占有許可とみなす 等

⇒ 収入の多様化により民間事業者の参入が容易に

<集約公共交通ターミナル(バスタ)における事業スキームイメージ>



ほこみち制度創設

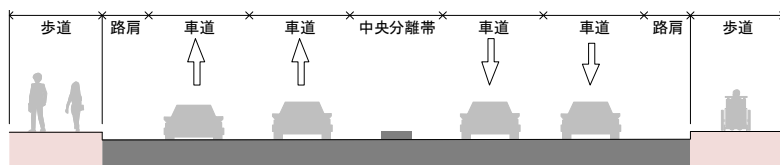
- 「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズが高まってきている。
- このような道路空間の構築を行いたいよう令和2年5月20日に成立した改正道路法において、新たに「歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)」制度を創設(令和2年11月25日)。

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- ・ 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

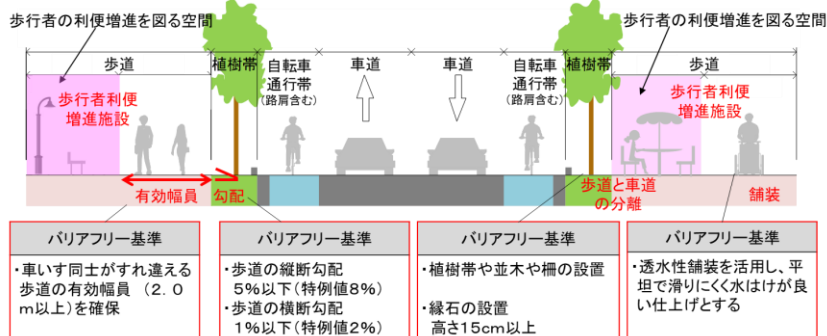
【新たな構造基準のイメージ】

【現行】



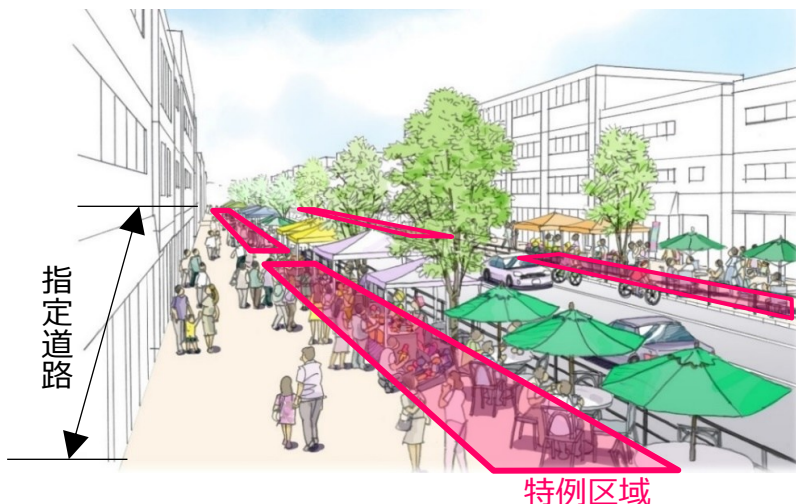
車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

【改築後】



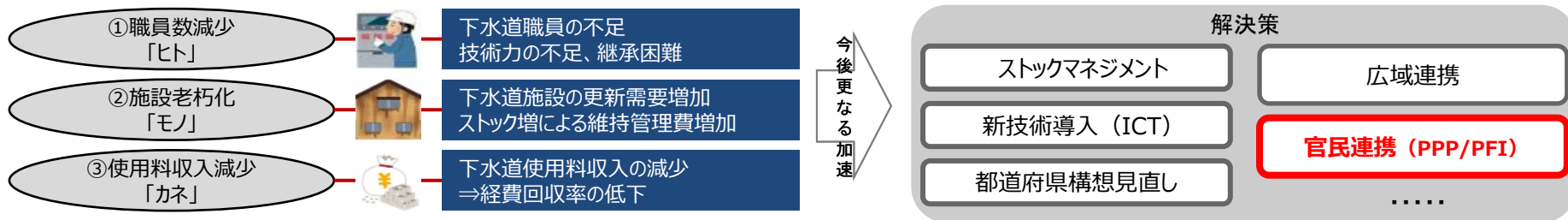
利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- ・ ベンチ等の施設を誘導するために指定した特例区域では、無余地性の基準を緩和し、占用がより柔軟に認められる
- ・ 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- ・ 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能(テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく)

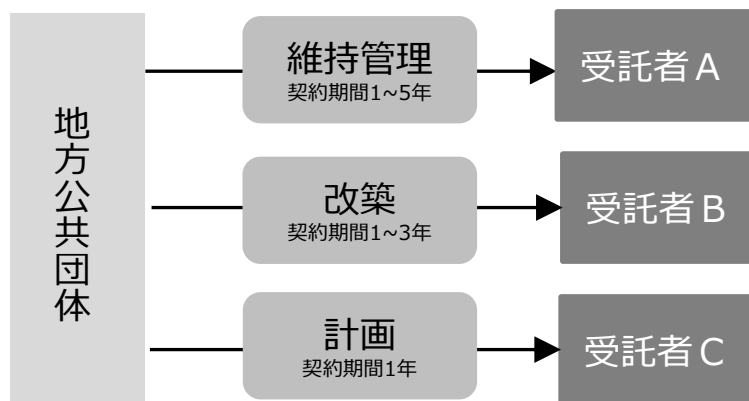


なぜ「水の官民連携」が必要なのか？

「水の官民連携」の必要性とイメージ

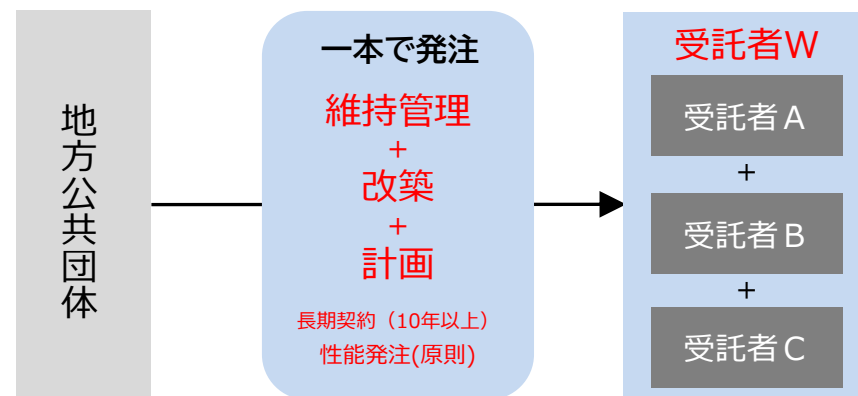


従来の業務形態 ～個別発注～



- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
- (自治体) 発注と管理に追われて、人手不足の中大変。複数の工事の調整も高度で困難。
- (民間) 業務が小さい・短い人手がかかり投資がしづらい。性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

これからの業務形態 ～「水の官民連携」～



- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
 - ▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
 - ▶管理の質の向上を期待
- 契約期間が長期 ▶ スケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資を行うことが可能
- 性能発注が原則 ▶ 民間の創意工夫が発揮しやすい
- 各取組間での連携がスムーズ ▶ 事業の効率化、自治体の労力減

公営住宅における民間活用の状況

○公営住宅においてはPFI事業のほかにも、整備段階・管理段階で多数の民間活用の実績がある。

整備段階

管理段階

PFI事業(整備、管理)

実績: 150事例・約23,970戸 (その他 地域優良賃貸住宅・改良住宅に係るもの 59事例) ※R8.3時点で実施方針公表済の事業

買取公営住宅

(平成8年公営住宅法改正)

実績: 16,639戸 (R6年度末)
※PFI法に基づくPFI事業によるものを含めると
30,952戸

借上公営住宅

(平成8年公営住宅法改正)

実績: 18,836戸 (R6年度末)

施設併設による福祉拠点化

実績: 8,627団地
14,153施設
(R6年度末)(注)

(注) 公共賃貸住宅(公営、改良、特公賃、UR住宅、公社住宅等)と社会福祉施設等との併設状況の合計

指定管理者制度(平成15年地方自治法改正)

実績: 52事業主体(67都道府県・政令市中)(R7.3) ※

(例) 大阪府営住宅における指定管理の状況(戸数・指定管理者は令和4年4月現在)

高槻市等4市町(11,853戸)
㈱東急コミュニティー

豊中市等4市(14,786戸)
㈱東急コミュニティー

大阪市、八尾市等9市(16,553戸)
日本管財㈱

堺市(南区除く)、泉大津市等5市町
(16,828戸)
㈱東急コミュニティー

堺市南区(泉北NT)(14,326戸)
㈱東急コミュニティー

枚方市等4市(一部除く)(9,526戸)
近鉄住宅管理㈱

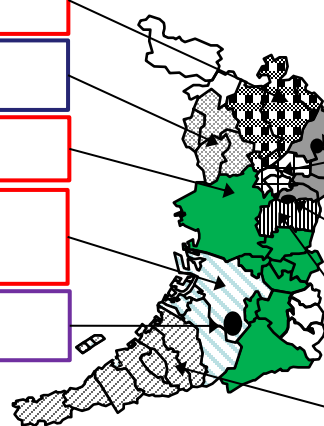
村野住宅(1,100戸)
日本管財㈱

寝屋川市等3市(8,117戸)
日本管財㈱

大東朋来・ヘア大東朋来住宅
(1,455戸)
日本管財㈱

東大阪市(大東朋来除く)(5,534戸)
近鉄住宅管理㈱

岸和田市、貝塚市等8市町(15,859戸)
㈱東急コミュニティー



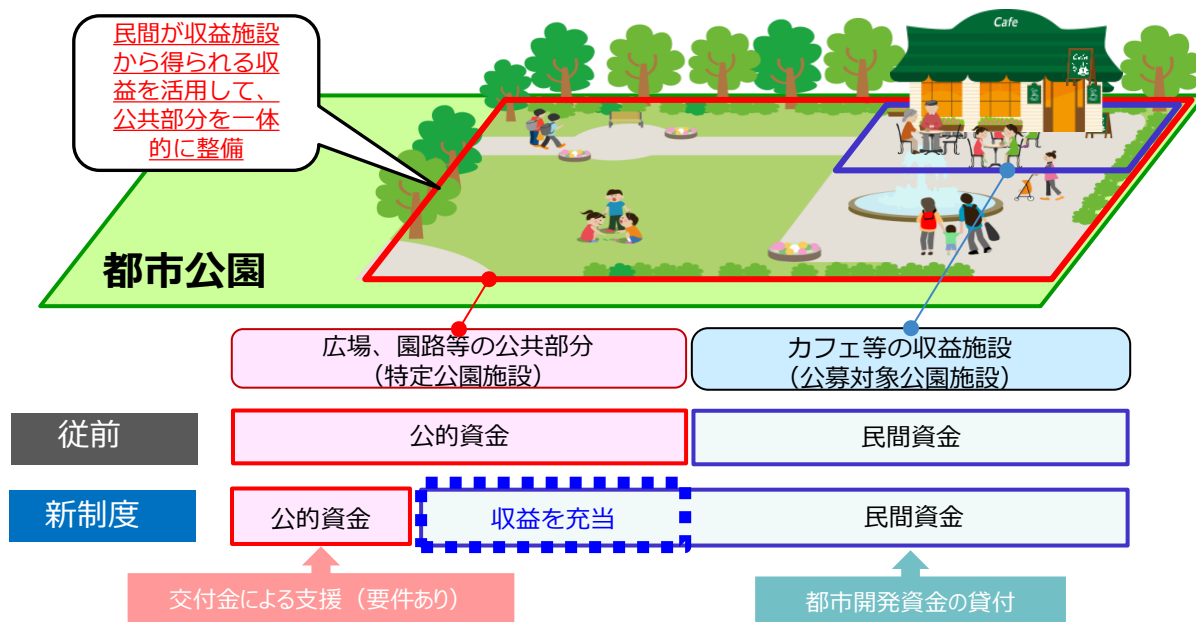
※ 公営住宅法に基づく管理代行制度を導入している事業主体と併せ、都道府県・政令市の全67事業主体で民間活用・広域管理が進んでいる

滞納家賃等回収業務の外部委託

実績: 64事業主体(67都道府県・政令市中)(R3.12)

公募設置管理制度(Park-PFI)の概要

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



都市公園法の特例

① 設置管理許可期間

最長10年を20年まで延長可能に

② 建ぺい率

公募対象公園施設は10%を参酌して条例で定めることが可能に
(通常2%を参酌)

③ 占用物件

自転車駐車場と看板・広告塔を占用可能に

Park-PFIの活用によって促される効果

公園管理者側

公共部分の整備に収益を充当させる仕組みが法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される

事業者側

法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる

公園利用者側

公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

河川敷地の更なる規制緩和『RIVASITE』始動!

RIVA
SITE

- 河川敷地における更なる規制緩和によって民間事業者の参入を促進する“**RIVASITE**”を始動
- 更なる民間投資の促進により「地域の活性化」と「河川管理の効率化」を実現

■ 現 状

○河川敷において地域の活性化と河川管理の効率化を両立するにあたっては、以下の課題がある。

- ・ 民間事業者の占用許可期間の上限が10年以内となっており、建築物などを活用した**長期的な経営戦略**がたてられない。
- ・ 民間事業者の占用許可が施設毎となっており、施設周辺も含めた**エリア一体での経営戦略**がたてられない。
- ・ 民間事業者にとって建築物などの**占用が可能**な**サイト**が分からない。
- ・ 民間事業者による**収益を河川管理施設に還元する仕組み**がない。

■ RIVASITEの概要

○更なる規制緩和※

- 占用期間満了後の更新を保証
(ex. 10年→10年+10年)
- 民間事業者による占用範囲を**施設毎の占用からエリア一体の占用に拡大**

河川管理施設整備や占用区域外の清掃・除草等を実施することが条件となります。

○民間事業者への情報発信

ポテンシャルリストの公表

(民間事業者の参入の参考となる河川裏の河川敷地における活用可能な河川敷地の一覧表)

※河川敷地占用許可準則に基づく社会実験を活用

規制緩和の対象サイト(河川裏)

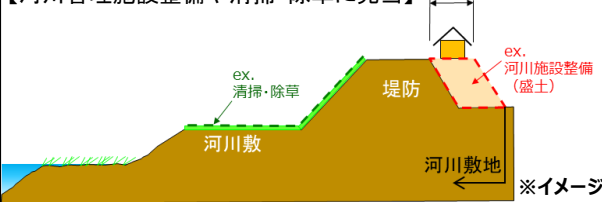


【ポテンシャルリストの公表】

河川番号	市町村	地区名	河川名	場所	利用条件	担当官	問合せ先
〇〇番	××市	△△地区	〇〇川	左岸 2k850付近 (延長約110m 幅3m以上)	・盛土による土地造成が必要	〇〇河川事務所 課長	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※公表イメージ

【河川管理施設整備や清掃・除草に充当】



※イメージ

「みなと」を核とした魅力ある地域づくり

～民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備～

- 港湾管理者の厳しい財政制約等により、港湾緑地等の十分な維持管理や更新がなされておらず、老朽化・陳腐化が進展。
- 官民連携による賑わい空間を創出するため、港湾における緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と収益還元として港湾緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、港湾緑地等の貸付けを可能とする「港湾環境整備計画制度(みなと緑地PPP)」を令和4年12月に創設。

■制度の概要

制度概要：港湾環境整備計画を港湾管理者が認定・公表
港湾緑地等の行政財産の貸付け

事業期間：概ね30年以内

条 件：収益の一部を還元
(港湾緑地等のリニューアルや維持管理)

■制度活用のメリット

港湾管理者



- ・民間資金を活用することで、緑地等の整備・管理にかかる**財政負担が軽減**される。
- ・民間の創意工夫も取り入れた整備・管理により、**緑地等のサービスレベルが向上**する。

民間事業者



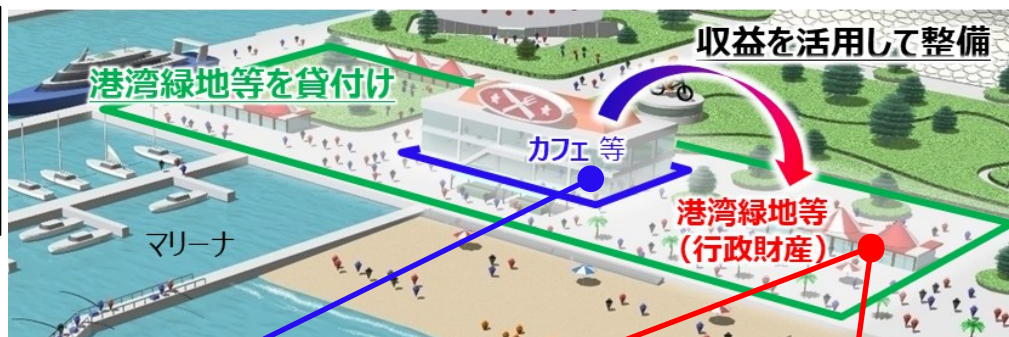
- ・緑地内に飲食店や売店等の**収益施設を長期間安定的に設置**できる。
- ・港湾空間を活用して自らが設置する収益施設と合った**緑地等を一体的に整備**することで、収益の向上にもつながる**質の高い空間を形成**できる。

利用者



- ・飲食施設の充実など**利用者向けサービスが充実**する。
- ・老朽化し、質が低下した施設の更新が進み、**緑地等の利便性、快適性、安全性が高まる**。

■制度イメージ

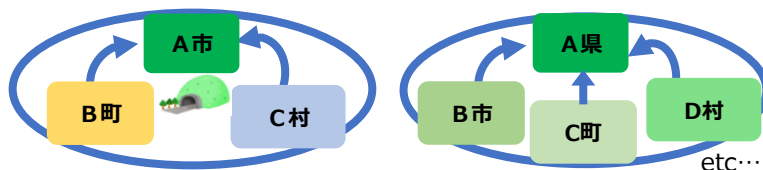


民間事業者が**収益施設と公共部分を一体的に整備・運営**

1. PPP/PFIとは
2. 国土交通省における分野別の取組み
3. 地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進
4. スモールコンセッションの推進
5. 国土交通省のPPP/PFIの導入支援策

○「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」とは、技術系職員に限られる中でも、的確なインフラメンテナンスを確保するため、**複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え**、効率的・効果的にマネジメントしていく取組。

広域連携の群マネ



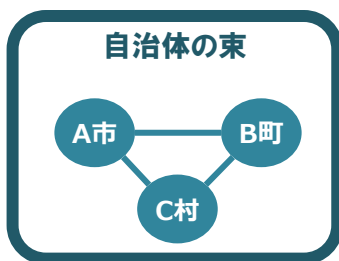
市区町村同士の「水平連携」や都道府県も関与する「垂直連携」により、**自治体の枠を越えてマネジメント**

多分野連携の群マネ



道路や河川、公園、下水道など、**インフラ分野の枠を越えてマネジメント**

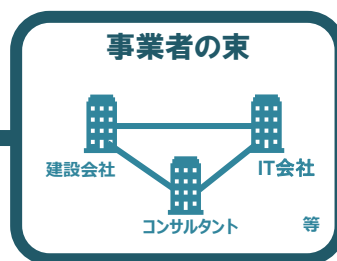
【3つの束】



発注者としての連携体制
(自治体間、部署間)



人材育成、技術者連携のネットワーク化



受注者としての連携体制
(JV、事業協同組合等)

スケールメリットや創意工夫により、メンテナンス業務を効率化

【マネジメント戦略】

契約年数を束ねる

プロセスを束ねる

データを束ねる

性能規定等の導入

- 「群マネの手引きVer.1」では、群マネの概念や期待される効果を紹介した上で、群マネの類型や先行事例、実施プロセス、計画策定の考え方等を解説することで、導入検討から実践までサポート(R7.10.14公表)。



目次

1 インフラメンテナンスの「見える化」

- 全国の「見える化」
- 自治体毎の「見える化」

全国や自分のまちは
どういう状態？

2 群マネのコンセプト

- インフラメンテナンスの現場の苦悩
- 群マネの概念と目指す姿
- 先行事例における効果の声
- 「群マネ」と「東」

「群マネ」って
なに？

3 群マネのメニュー

- 群マネの類型
- 先行事例（広域連携、多分野連携、プロセスの東）
- キーワード解説

「群マネ」の
具体例はある？

4 群マネの実施プロセス

- 標準的なステップ
- 各ステップのQ&A
- 群マネを進める上での心得
- 先行事例におけるエピソード（苦労話など）

具体の一步を
どう踏み出せばよ
い？

5 群マネの計画策定

- 群マネの計画策定で検討すべき項目
- 自治体計画への位置づけ方法

「群マネ」を進めるため
に何を決める？

6 人の群マネ（技術者の東）

- 「人の群マネ」について
- 全国や各地域の取組例

「群マネ」の素地は
どのように作る？

○ 広域連携として、県による市町村の橋梁の点検、設計、修繕工事等の代行や、県・市で道路の日常維持管理の共同発注などの先行事例が存在。

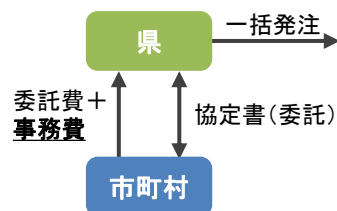
奈良県（橋梁の点検、設計等の代行）



✓ 課題・取組のきっかけ：
市町村合併があまり進まず、規模が小さい市町村が多く存在する中、県と市町村、あるいは市町村同士の連携・協働を図った。

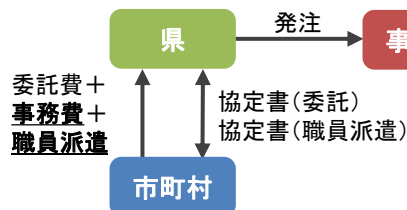
✓ 人口：約132万人
✓ 技術者数：39市町村のうち、10町村で0人（R6.4.1）

【垂直連携（点検、計画策定）】



- ① 県と市町村が協定書を締結。
- ② 市町村は県へ委託費+事務費を負担。
- ③ 県が、県と複数市町村の業務をとりまとめて一括発注。
- ④ 県と市町村が立ち会いの上、成果物を確認。

【垂直連携（補修設計、修繕工事）】

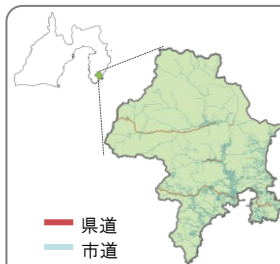


- 上記に加え、
- ① 県と市町村が協定書を締結。
 - ② 市町村が県へ職員派遣（併任辞令）。
 - ③ 派遣職員は県職員のサポートを受けながら、自分の市町村が県に委託した業務に従事。

市町村の橋梁点検等を県が垂直補完

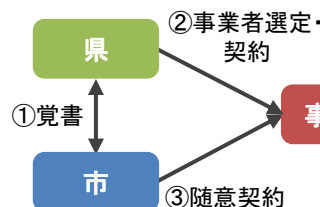
- 業務や工事の履行は発注者である県が責任を持つが、橋梁の判定区分は最終的に市町村が決定。
- 県への派遣職員が技術的なノウハウを取得することで、各市町村の技術力も向上。

静岡県-下田市（道路の日常維持管理の共同発注）

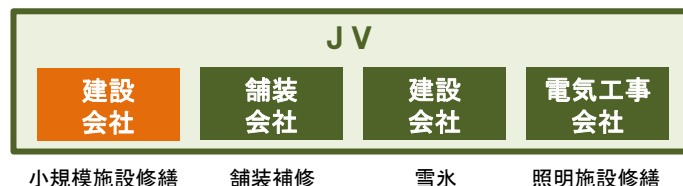


✓ 課題・取組のきっかけ：
伊豆半島では過疎化が進む中、南海トラフ地震による津波をはじめ、将来発生が懸念される災害に対して、行政・地域建設業双方の体制を維持しておくため、平時から管理体制の効率化に着手。

✓ 人口：【下田市】約2万人
✓ 技術者数：
【静岡県（下田土木事務所）】41人
【下田市】6人



- ① 県と市で覚書を締結。
 - ② 県道と市道の日常維持管理を同一の事業者へ委託。
 - ③ 契約は県・市それぞれが実施。
- ※同一の仕様書で公告し、県が事業者を選定した後、市は覚書に基づき同一事業者と随契。



県道と市道を同一事業者が管理することで、作業効率化

- 往路は市道、復路は県道といったパトロール効率化
- 県道・市道を区別せず近隣箇所をまとめて作業実施

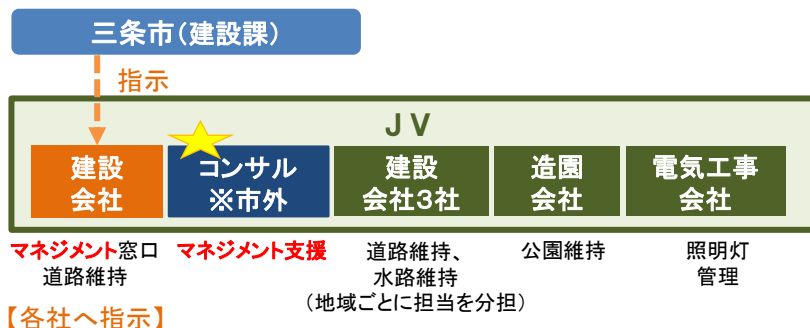
- 多分野連携として、道路、河川、公園等の日常維持管理の包括的民間委託の先行事例が存在。
- 幅広い分野の業務を担うため、事業者側はJVや建設業協同組合を構成して受注。

新潟県三条市(道路、河川、公園の日常維持管理)



✓ 課題・取組のきっかけ:
現業職員の高齢化等により、直営作業の継続性が懸念されるとともに、豪雨災害などが頻発する中で地元企業の活躍を促すために、取組に着手。

✓ 人口: 約9.2万人
✓ 技術者数: 30人



JVは地元建設会社を中心としつつ、地元だけではノウハウの乏しい業務について、市外コンサルも参画

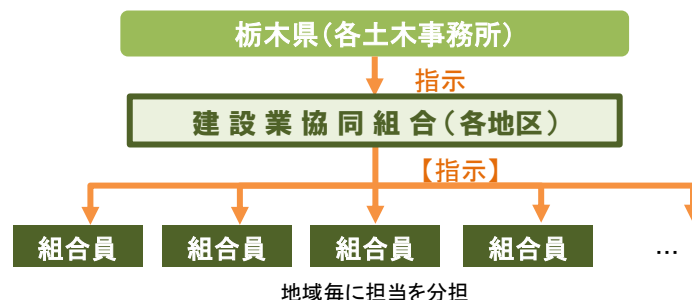
- ・舗装補修のついでに清掃、草刈と剪定を並行して対応するなど、個別発注よりも作業の効率化。
- ・市外コンサルが、蓄積データ(補修履歴や市民からの苦情・要望等)を分析し、舗装補修をどのように進めていけば良いかの技術的な提案を実施。

栃木県(道路、河川、砂防の日常維持管理)



✓ 課題・取組のきっかけ:
財政健全化プログラムとして、県の出先機関の統廃合や人員削減がされる中、県建設業協会からも建設業協同組合の活用の提案があり、取組に着手。

✓ 人口: 約192万人
✓ 技術者数: 339人 * 栃木県(県内全9事務所)



事業協同組合が包括的民間委託を受注し、地元業者である組合員が地域ごとに担当を分担(県内全9事務所にて包括委託)

- ・組合が安定して運営できる受注量の確保が可能となっている。
- ・都度の契約手続きが不要なため事務手続きが削減されている。
- ・除雪等で他エリアを事業者間で協力して実施する例もある。

1. PPP/PFIとは
2. 国土交通省における分野別の取組み
3. 地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進
4. **スモールコンセッションの推進**
5. 国土交通省のPPP/PFIの導入支援策

スモールコンセッションについて

- 今後、人口減少等により、廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の増加が見込まれる中、それらを有効に利活用して、交流人口や雇用を拡大し、地方創生に取り組むことが重要。
- その際、**民間の創意工夫を最大限にいかした小規模なPPP/PFI事業**の手法を活用することが効果的。

スモールコンセッションとは

廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模な官民連携事業を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。

身近な遊休公的施設

地方公共団体が所有する
廃校等の空き施設、古民家等の空き家

小規模な事業規模

原則、事業費10億円未満程度

PPP/PFI事業

コンセッションをはじめとした
官民連携事業※による事業運営

※ 公共施設等運営権(コンセッション)方式のほか、RO(Rehabilitate Operate=改修・運営)方式、指定管理者制度、賃貸借 等

想定される施設例

宿泊施設

参考事例：岡山県津山市
＜空き家＞



【コンセッション方式】

個人から寄付された古民家(伝統的建造物に指定されている町家)を活用した宿泊施設。

サテライトオフィス・研究施設

参考事例：福岡県宮若市
＜廃校＞



【コンセッション方式】

地域企業がPFI法6条提案を実施し、AI開発センターとして廃校を活用。現在、複数の大手企業が入居。

スポーツ施設

参考事例：岡山県津山市
＜空き施設＞



【RO+コンセッション方式】

老朽化した市のシンボリックな施設を、民間資金・ノウハウを活用し、スポーツ・健康増進施設としてリノベーションするとともに事業運営を実施。

住宅

参考事例：島根県津和野町
＜空き家＞



【RO方式】

町が所有する空き家等を改修し、UIターン者や町内に定着した若者、移住・定住者の住まいを確保。

スモールコンセプションプラットフォームについて

- 地域には、多くの遊休公的施設があるが、これを利活用する事業化のノウハウが十分でない。一方、学界や民間には、技術面や資金面も含め、多くの知恵と実績・経験がある。
- これら関係者が、それぞれの関心に応じて繋がりを持ち、柔軟な協力関係を結ぶことで、共に課題を乗り越え、地方創生に取り組む後押しを行うため、**令和6年12月**、産官学金等の多様な主体が参加・連携する「スモールコンセプションプラットフォーム」を設立。

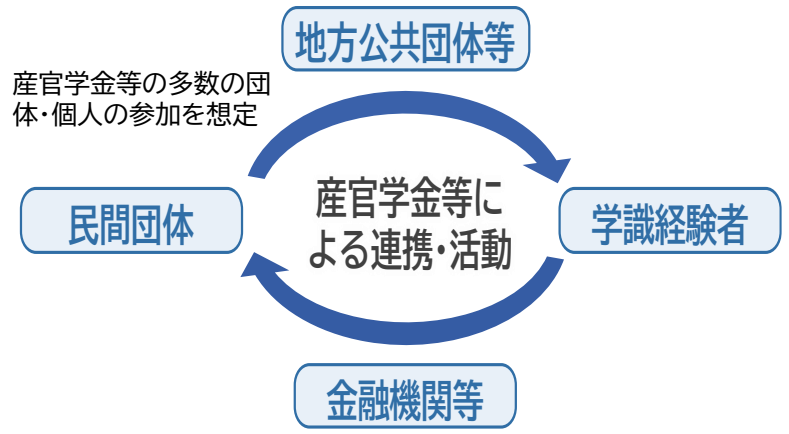
活動内容

- 機運醸成
情報共有

 - 機運醸成に資するセミナー・イベント等の開催
 - 先進事例の関係者インタビューや対談等の発信
 - 会員に向けたメールマガジン等の情報発信
 - 専用ホームページを通じた会員からの情報発信
- 調査・研究

 - 会員同士の課題の共有及び解決策の検討
 - 先進事例等に係る事例集・手引き等の作成
- 案件形成に向けた活動

 - 会員の交流促進・マッチング等のイベント開催
 - 実務者向けの勉強会やワークショップ等の開催
 - アドバイザーによる助言・サポート



(事務局：国土交通省、内閣府)

会員になるメリット 会費は無料！

プラットフォームを通じて、課題の解決をサポート！

- メリット1** スモールコンセプションの最新情報をお届けします！
- メリット2** 会員の皆様の取組や活動を発信できます！
- メリット3** 課題やお悩みを共有・検討できます！

< 参加されている会員の一覧 >

<https://www.mlit.go.jp/smcn/platform/index.html#platform-about>

申込

<https://forms.office.com/e/cWTyUbYyJK>



多くの自治体
や企業が参加
(部課室単位・
個人でも可)

プラットフォームへの申込状況 (R8.7/22 時点)	
民間企業等 (ただし、金融機関を除く。)	599
都道府県及び市区町村	362
関係府省庁等	25
大学、研究機関等及びこれらに所属する有識者、研究者等	22
金融機関	50
個人	470
計	1,528

PPP/PFI推進アクションプラン 令和8年改定について

今般の改定では、物価高騰などの足下の課題への対応の強化に加え、以下の3つの視点を基本的な方向性とする。

- ①強い経済の実現に貢献するため、公共部門における官民連携投資の拡大を目指す【**量の拡大**】
- ②インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するため、重点分野の拡大や各地域の案件形成を図る【**裾野の拡大**】
- ③先導的なPPP/PFIの導入に向けた関係機関の連携強化を図る【**質の向上**】

また今後も毎年各施策のフォローアップを行い、アクションプランを見直す。

1. 強い経済の実現への貢献

- これまでの進捗状況等を踏まえ、事業規模目標を30兆円から40兆円に見直す

3. 各地域における多様な案件の形成支援

- 公共施設等運営権の裾野の拡大
- スモールコンセッションの推進**
- 中小の民間事業者等への情報提供の強化
- PFI推進機構による伴走支援 等

5. 物価高騰等への対応

- 基本方針の変更やガイドライン等の改正・周知
- 地方公共団体への実態調査の充実
- 内閣府ワンストップ窓口の活用
- リスク分担ガイドラインの見直し検討 等

2. インフラ老朽化・人手不足等の社会的課題に対応するためのPPP/PFIの裾野の拡大

- 国民生活に身近で、かつ施設の老朽化が進行する3つの分野（火葬場、一般廃棄物処理施設、国公立病院）を重点分野に追加し、重点分野を14分野から17分野に拡大
- 重点分野の10年ターゲット目標の見直し（650件から730件）とそれらの実現に向けた取組の充実 等

4. 先導的なPPP/PFI導入に向けた関係府省や自治体間の連携強化

- 関係府省が一堂に会するタスクフォースを活用してコンセッションの活用等を含む民間事業者のアイデアを発掘し、関係府省・管理者等とつなぐ仕組み作り
- 分野横断型・広域型PPP/PFIの導入促進を図るための広域型地域プラットフォームの活用等の推進 等

6. その他

- これまでアクションプランに記載の無かった分野の関連施策の追加（警察施設、在外公館、防衛装備品）
- 質の向上を目指したPFI事業の事後評価の推進
- PFI推進機構による戦略的な支援の展開 等

各地域における多様な案件の形成支援

○PPP/PFIは、比較的規模の大きな地方公共団体における導入が先行してきたが、**各地域における多様な案件の形成支援を通じ、普及拡大に取り組む必要があるため、公共施設等運営権の裾野の拡大に取り組むとともに、スモールコンセッションの取組強化と目標設定、中小の民間事業者等への情報提供の強化、PFI推進機構による伴走支援等を行う。**

①公共施設等運営権の裾野の拡大

公共施設等運営権の設定可否の整理

- ✓ PFI法に基づく基本方針の別表にコンセッションの対象施設の追加、設定可の場合の条件明示を行い、さらなる活用を促す。

BT(R) + コンセッション方式の明確化

- ✓ コンセッションガイドラインについて、公共施設等の建設や改修と運営事業を同一の者が行うことが可能であることを明確化すること等の見直しを検討する。

③中小の民間事業者等への情報提供の強化

PPP/PFIに関する事例集等の作成

- ✓ 地域の中小事業者を含めた様々な関係者が、PPP/PFIを導入することで得られる効果や様々な事業手法をそれぞれの立場で分かりやすく感じることができる事例集等の説明ツールを作成し、周知活動を強化する。

手続効率化マニュアルの周知

- ✓ 事業の検討開始から契約締結までの期間短縮化につながる「PFI事業実施手続効率化マニュアル」を地域プラットフォーム等において周知し、積極的な活用を促す。

②スモールコンセッションの取組強化と目標設定

多様な主体による自発的な取組を加速化



- ✓ 遊休公的施設に関する情報のマッピングによる共有・「見える化」
- ✓ 案件形成に向けた官民マッチング等の対話機会の充実
- ✓ スモールコンセッションの実践のための「手引き」を策定し、ノウハウを体系化して発信
- ✓ ワークショップを通じた個別案件の事業化へのきめ細かなサポート

先進事例の創出と効果的な横展開を通じて取組のスパイラルアップ

目標設定

- ✓ 令和13年度までに、100件のスモールコンセッションの事業が具体化

④PFI推進機構による伴走支援

伴走支援の高度化と地域ニーズの能動的捕捉

- ✓ 自治体へのきめ細かな伴走支援を徹底しつつ、連携協定等のネットワークを活用し、社会課題解決に資するニーズを能動的に補足する

地域自律型の推進体制の整備と人材育成

- ✓ 人材交流や研修等を通じ、地域金融機関と地元事業者の実務能力向上を支援
- ✓ 地元事業者の提案を地域金融機関が支える地域自律型の推進体制を整備し、地域インフラを支える持続的な経済基盤を底上げ

「スモールコンセッションのすすめ」(R8.5.25公表)

～遊休公的施設の利活用のための手引き～

- 知見や経験がないために遊休公的施設の利活用を躊躇する地方公共団体職員等による挑戦を後押しするため、事業構想段階から公募・選定段階までのノウハウ等を盛り込んだ手引きを策定



スモールコンセッション のすすめ

～遊休公的施設の利活用のための手引き～



令和8年5月

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課
内閣府 民間資金等活用事業推進室

先進事例

スモールコンセッションの進め方

Step1

事業構想検討



- 1-1 対象施設が立地しているエリアの「いま」を知る
- 1-2 対象施設の「いま」を知る
- 1-3 地域住民の意見をもらう
- 1-4 事業構想のとりまとめ

4つの先進事例で、事業の進め方や活用のイメージを把握

※赤枠は手続きの簡素化

基本構想・基本計画等は、事業構想としてまとめて作成可能

Step2

事業化検討



- 2-1 事業手法を考える
- 2-2 事業期間を考える
- 2-3 公共・民間のリスク分担を整理する
- 2-4 民間事業者の費用負担を検討する
- 2-5 民間事業者から意見をもらう(サウンディング)

地方公共団体の費用負担の考え方について、事例を踏まえ解説

民間事業者との意見交換のコツについてアドバイス

Step3

公募・選定・契約



- 3-1 公募に向けた準備を行う
- 3-2 公募し、民間事業者を選定する
- 3-3 契約する
- 3-4 民間事業者と共に事業を実施する

管理運営に公的支出の予定されない事業は、VFM算定が不要

要求水準書や事業者選定基準は、募集要項に一括化が可能

特に留意が必要なりリスク等、契約作成のポイントの解説

スモールコンセッションで活用可能な各種支援

スモールコンセSSIONに関する支援の全体像

- 総合政策局社会資本整備政策課においては、プロジェクト構想の策定段階では「**スモールコンセSSION形成推進事業**」による支援を行っているほか、導入可能性調査段階では「**先導的官民連携支援事業等**」により支援を行っている。

普及啓発

プロジェクト構想

導入可能性調査

公募手続

事業実施

スモールコンセSSIONプラットフォーム

「スモールコンセSSION形成推進事業」

◆ 地域再生モデルの構築に向けた旧真鶴町民俗資料館利活用検討調査（神奈川県真鶴町）



- ✓ 町の財政に依存しない公的不動産を再生するファイナンススキームの構築を図る。
- ✓ 経験・知識を有するコーディネーターにより、地域住民を巻き込んだビジョン策定を支援。

◆ 庁舎移転に伴う下田市役所旧庁舎利活用検討調査（静岡県下田市）



- ✓ 官民対話に基づいた効果的なエリアビジョンの策定を図る。
- ✓ 市の財政状況から、公設公営での現庁舎の解体して新設は厳しいため、対象施設の継続的な利用の可能性を検討。

「先導的官民連携支援事業」等

◆ 伝統的建造物の利活用とエリアリノベーションの実践モデル調査（青森県黒石市）



- ✓ 市が所有する古民家及び周辺に点在する空き家の利活用の促進等のエリア価値向上を目指したエリアリノベーションを図るもの

事業内容に応じた支援

◆ 事例：城下小宿荘や（岡山県津山市）

- ✓ 津山市が所有者から寄付を受けた伝統的建造物群保存地区にある伝統的建造物（旧苅田家付属町家群）を宿泊施設として利活用した事例。
- ✓ 地方創生交付金等を活用して市が改修を実施した上で、コンセSSION方式により、約20年間の事業期間で、民間事業者から約74百万円の運営権対価を得ることができ、市の新たな歳入を生み出す施設となった。



スモールコンセプション形成推進事業

- 地方公共団体が、廃校や古民家等の遊休公的施設を活用する「スモールコンセプション」に円滑に取り組めるよう、プロジェクトの初期段階における様々な課題の解決をサポートする**専門家の派遣**を行う。
- 具体的には、対象となる遊休公的施設を含む**エリアのビジョン**、当該**施設の現況**、当該**施設に求められる用途・構成・運営方針**や**事業手法等**を定める**プロジェクトの構想の策定**を目指す。

プロジェクトの構想の策定

エリアビジョン検討

- ・対象となる遊休公的施設を含む**エリアの目指す方向性・ビジョン**の検討
- ・地域住民の意向の把握 等

施設現況調査

- ・耐震診断、法適合状況の確認、設備更新を含む**施設の改修計画**の検討 等

市場調査

- ・**エリアが求める建物の用途・構成・運営等に関するマーケティング**
- ・**受託事業者となり得る企業の発掘**
- ・収益性の確保等のための、周辺施設・事業との連携・バンドリングの検討 等

事業手法検討

- ・当該施設の利活用に**最適な官民連携手法の検討** 等

エリアのビジョン、遊休公的施設の現況、当該施設に求められる用途・構成・運営方針や事業手法等を定める**プロジェクトの構想を策定**

“スモールコンセプション”とは

廃校等の空き施設や、地方公共団体が所有する古民家等の空き家について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模な官民連携事業により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。

goodhouse（辰野町）

遊休公有住宅を移住希望者の確保・人口流出防止策とした**賃貸戸建てへと再生**



写真提供：株式会社goodhood

オーベルジュ オーフ（小松市）

廃校を学び・食・農体験ができる**里山の活動拠点として利活用し、里山地域の活性化を実現**



写真提供：小松市、スーパープロジェクト株式会社

事業スキーム

【サポート内容】（一部でも可）

- ・エリアビジョン検討
- ・施設現況調査
- ・市場調査
- ・事業手法検討

プロジェクトの構想の策定

国

委託

専門家（コンサルタント、建築士等）

派遣・サポート

地方公共団体

スモールコンセプション形成推進事業選定団体一覧(9調査)

奈良県 斑鳩町

一般社団法人創造遺産機構

安田家住宅及び春日古墳保全・活用検討調査

【古民家】



京都府 京都市

株式会社エンジョイワークス

旧今村家住宅(京町家)の活用による社会課題解決手法の検討調査

【古民家】

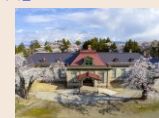


青森県 弘前市

風のヘリテージ株式会社・合同会社コトプレイス

重要文化財「旧弘前偕行社」及び「旧藤田家住宅(太宰治まなびの家)」一体的活用形成検討調査

【複数施設】(文化財、旧住宅)



岡山県 美作市

日本工営都市空間株式会社

美作歴史資料館及び美作市女性活動推進センター利活用検討調査

【複数施設】(歴史資料館、公共施設)



山口県・山口県 宇部市

株式会社日建設計総合研究所

旧宇部西高等学校利活用検討調査

【学校】



徳島県 美波町

株式会社ブレインファーム

日和佐城及び城山交流拠点施設の一体的利活用検討調査

【複数施設】(野外活動施設、旧住宅)



静岡県 磐田市

Amame Associate Japan 株式会社

地域コミュニティ拠点機能を有する旧岩田小学校利活用検討調査

【学校】



栃木県 上三川町

合同会社swan

国登録有形文化財生沼家住宅利活用検討調査

【古民家】



静岡県 磐田市

静銀経営コンサルティング株式会社

遠州の小江戸「みんなが主役のまちづくり」実現に向けた旧津倉家利活用検討調査

【古民家】



スモールコンセプションプラットフォーム 専用HP

<https://www.mlit.go.jp/smcn/>

<HPトップページ>



<事例紹介(随時募集中)>

城下小宿 桜や(岡山県津山市)

旧刃田家付町家群を活用した施設の管理運営事業

作成時点：令和7年5月

古民家 ▶ 宿泊施設

基本情報



写真出所：津山市

位置図 岡山県津山市林田町68

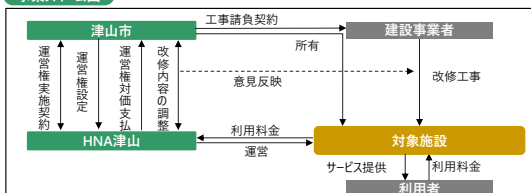


出所：地理院地図を引用

掲載内容に関する問合せ先
津山市 観光文化部 歴史まちづくり推進室
TEL：086-32-7000
Email：machizukuri@city.tsuyama.lg.jp

事業主体	岡山県津山市（人口：94,175人 ※令和7年5月現在）
事業手法	コンセプション方式
民間事業者の業務内容	- 運営業務（宿泊、飲食等） - 維持管理業務（建築物保守管理、清掃、修繕等）
事業期間	約20年間（令和2年7月～令和22年3月）
事業費等	- 改修費 約190百万円 - 運営権対価 約74百万円 ※当初3年間は無償、4年以降、運営事業者が市に支払う（年払い）【うち行政負担：193百万円】
活用した補助金	- 地方創生交付金 146百万円 - 重要伝統的建造物群保存地区保存等事業費国庫補助27百万円 - 街なみ環境整備事業 20百万円
事業者	株式会社HNA津山（市内企業）
事業経緯	- 平成30年12月 実施方針公表 - 平成31年1月 公募開始 - 平成31年3月 事業者選定・優先交渉権者の決定 - 令和2年3月 運営権設定議決 - 令和2年7月 供用開始

事業スキーム図



<会員からのお知らせ(随時募集中)>

開催日	分類	内容	主催者	エリア
令和7年 5月28日 ～6月18日	サウンディング	【募集】全国の地方公共団体等からサウンディング（官民対話）を希望する案件を募集します※6月18日締切	国土交通省	全国
令和7年 5月20日 ～6月24日	サウンディング	【公募】宮城県栗里町における中学校跡地の活用に関するサウンディング型市場調査の参加事業者を募集します※6月24日締切	宮城県栗里町企画財政課	宮城県栗里町
令和7年 5月19日 ～6月16日	公募	【公募】「スモールコンセプション形成推進事業」の派遣する専門家が選定されました！奈良県奈良市（旧柳生藩家老屋敷）に派遣する専門家の公募を開始します！※6月16日締切	国土交通省	全国
令和7年 3月17日 ～6月10日	公募	【公募】藤沢市少年の森再整備に係る運営・維持管理等実施予定候補者の選定に関する公募型プロポーザルを開始します！※6月10日締切	藤沢市役所青少年課	神奈川県藤沢市



スモールコンセプションプラットフォーム note



https://note.com/sc_note

1. PPP/PFIとは
2. 国土交通省における分野別の取組み
3. 地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進
4. スモールコンセッションの推進
5. 国土交通省のPPP/PFIの導入支援策

- 地域における課題解決や公的支出削減を図るには、民間の創意工夫を最大限に生かしたPPP/PFI事業の手法を活用することが効果的。
- この際、地域性を踏まえつつ、不足している部分を補完する観点から、都道府県域を超えた広域の産官学金のネットワークの構築や連携強化が求められていることから、地方ブロック単位でプラットフォーム（地方ブロックプラットフォーム）を構築・運営。
- これにより、各地域におけるPPP/PFI事業の機運醸成・案件形成を一層促進。

■体 制

○全国を9つのブロックに分け、各ブロック内の産官学金の関係団体により構成
(産：2,258団体、官：1,132団体、学：48団体、金：180団体)
(令和8年3月時点)

■参画方法

○各イベント参加後のアンケートにおいてメンバーへ申込が可能。



地方 ブロックプラットフォーム	対象となる都道府県のエリア
北海道 ブロックプラットフォーム	北海道
東北 ブロックプラットフォーム	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東 ブロックプラットフォーム	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県
北陸 ブロックプラットフォーム	新潟県、富山県、石川県
中部 ブロックプラットフォーム	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿 ブロックプラットフォーム	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国 ブロックプラットフォーム	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
四国 ブロックプラットフォーム	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄 ブロックプラットフォーム	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

地方ブロックプラットフォーム主催のイベント概要

○PPP/PFI推進にかかるセミナー等

1. PPP/PFI推進施策説明会(全国)

- ・ 関係府省庁が所管するPPP/PFI推進施策・制度等に関して説明。

2. PPP/PFI推進に係る実務者向けセミナー(全国)

- ・ 国土交通省の所管分野のPPP/PFI事業について、地方公共団体、民間事業者双方から解説。

○PPP/PFI推進首長会議(各エリア)

- ・ PPP/PFIによる組織変革・まちづくりの実績を持つ首長に登壇いただき、PPP/PFI 事業に関する課題や実際の取組事例等を紹介。

○官民対話イベント

1. サウンディング(全国)

- ・ 地方公共団体等が有する具体的な案件に対して、民間事業者の意見を聴くサウンディングを2日間(各25件)実施

2. 官民マッチングイベント(地方ブロックプラットフォーム2か所)

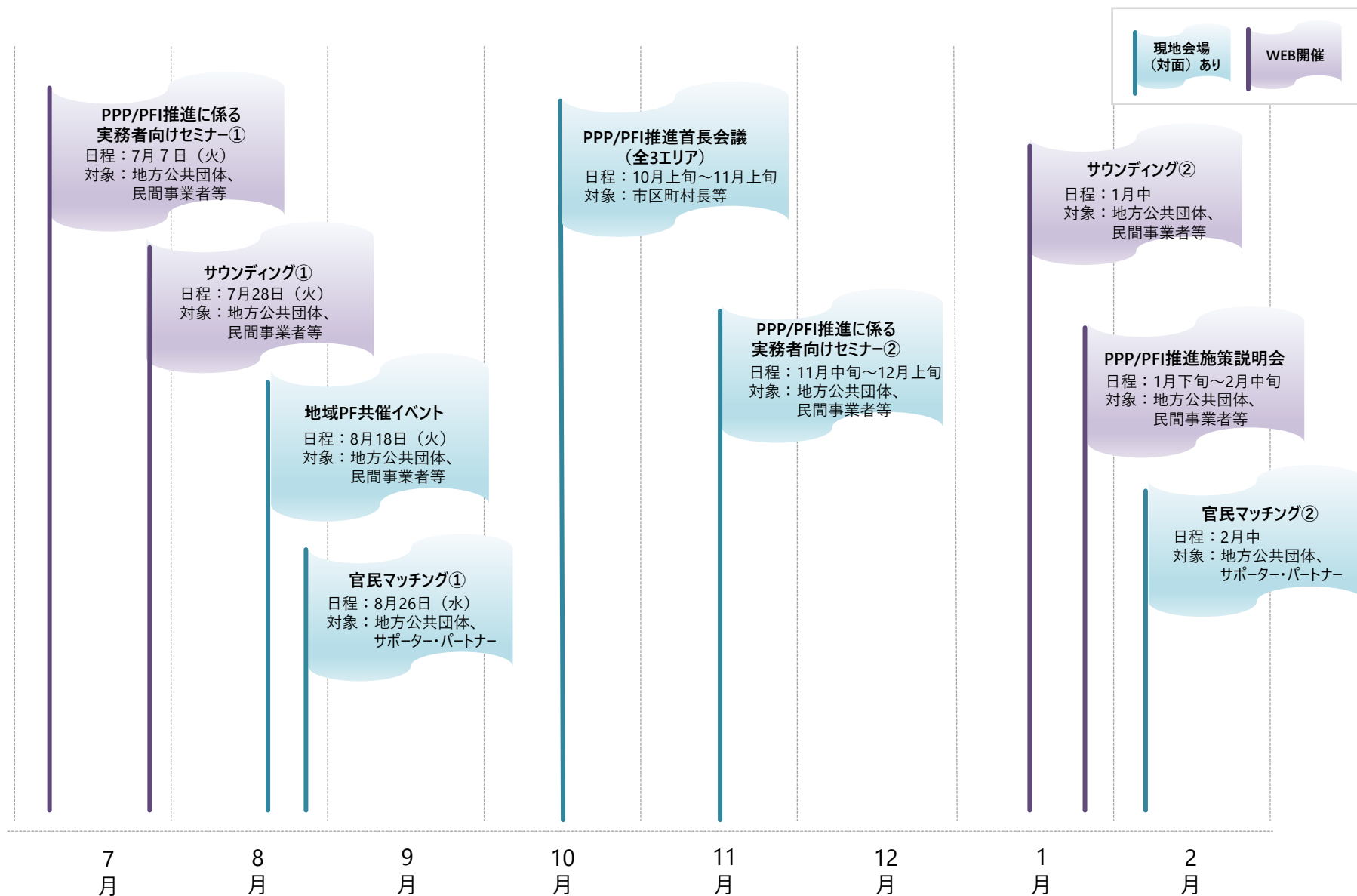
- ・ 地方公共団体・民間事業者がお互いの課題や取り組みを共有し、官民連携による案件形成に向けたマッチングを促進する交流会を開催。

○地域プラットフォームとの連携

- ・ 地域プラットフォームと地方ブロックプラットフォームで連絡し、各地域での官民連携を推進を目的としたイベントを開催。
(令和7年度実施)「北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム」&「九州・沖縄ブロック」

令和8年度 地方ブロックプラットフォーム主催イベントのイメージ 国土交通省

(令和8年7月時点※)



※開催時期は現時点情報。対面イベントについては開催地・内容について現在検討中。

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

支援内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

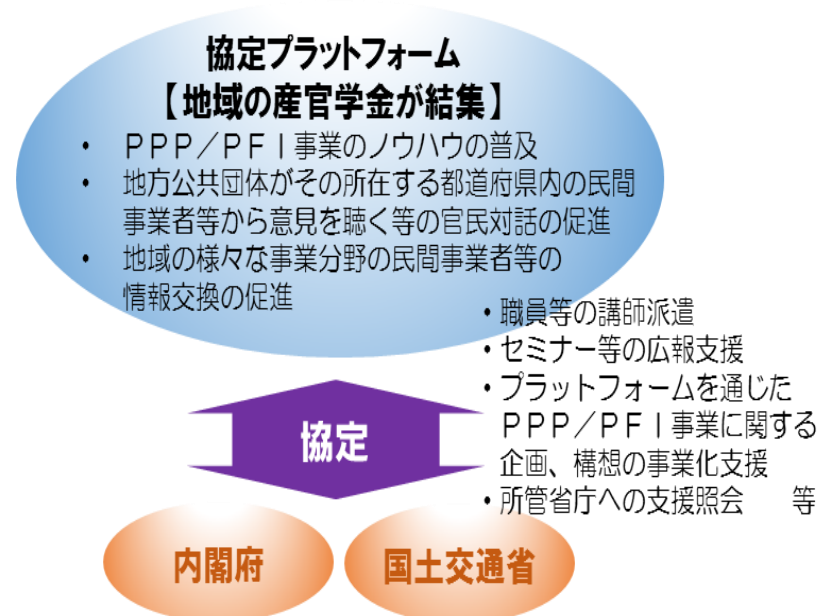
○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

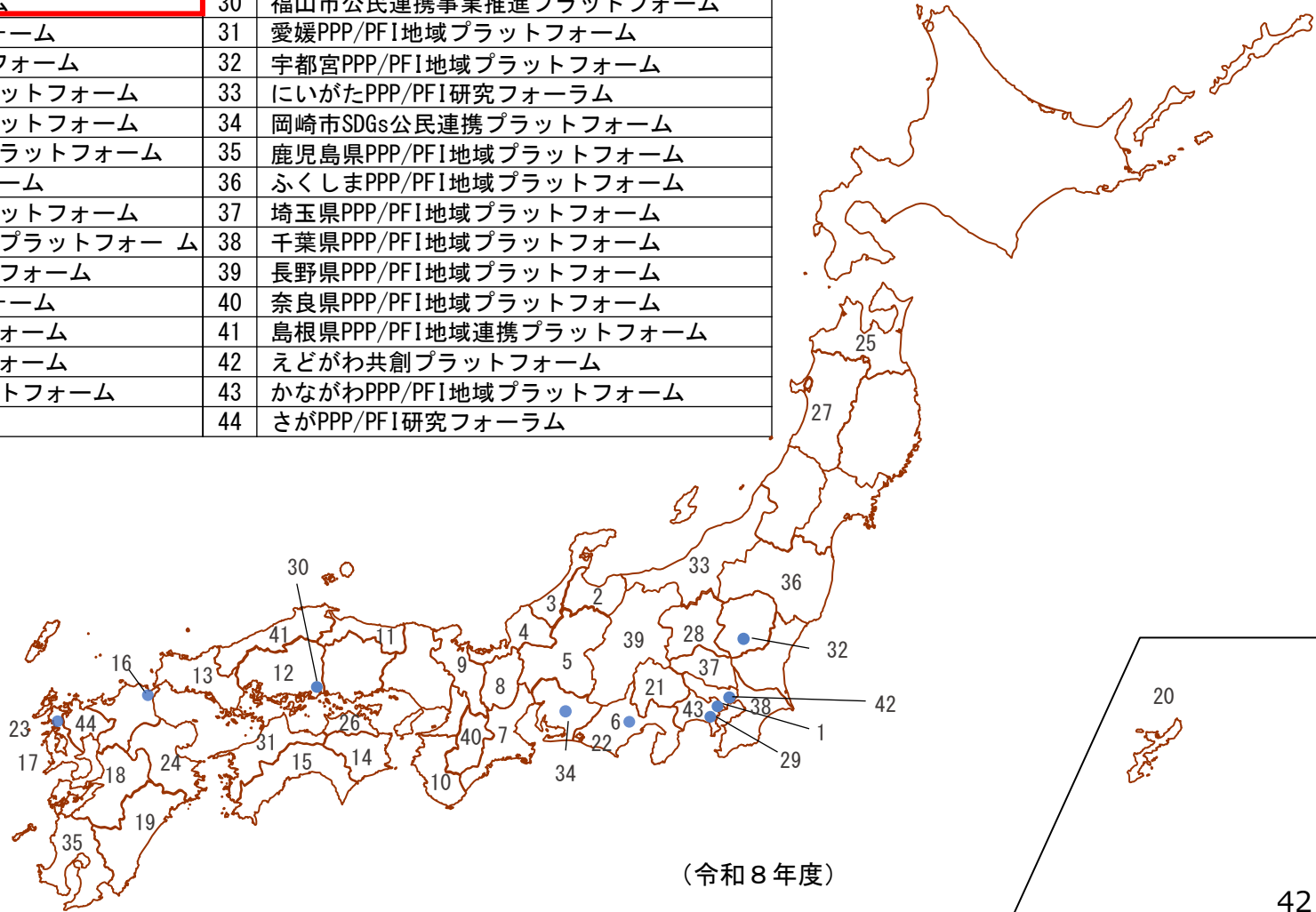
【協定プラットフォームイメージ】



PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

出典：内閣府資料

No.	地域プラットフォーム名称	No.	地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム	23	佐世保PPPプラットフォーム
2	とやま地域プラットフォーム	24	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム
3	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	25	あおもり公民連携事業研究会
4	ふくい地域プラットフォーム	26	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ぎふPPP/PFI推進フォーラム	27	あきた公民連携地域プラットフォーム
6	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	28	群馬県PPP/PFIプラットフォーム
7	みえ公民連携共創プラットフォーム	29	横浜PPPプラットフォーム
8	淡海公民連携研究フォーラム	30	福山市公民連携事業推進プラットフォーム
9	京都府公民連携プラットフォーム	31	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム
10	和歌山県官民連携プラットフォーム	32	宇都宮PPP/PFI地域プラットフォーム
11	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	33	にいがたPPP/PFI研究フォーラム
12	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	34	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム
13	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	35	鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム
14	徳島県PPP/PFIプラットフォーム	36	ふくしまPPP/PFI地域プラットフォーム
15	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	37	埼玉県PPP/PFI地域プラットフォーム
16	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	38	千葉県PPP/PFI地域プラットフォーム
17	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	39	長野県PPP/PFI地域プラットフォーム
18	熊本市公民連携プラットフォーム	40	奈良県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	宮崎県・地域PPPプラットフォーム	41	島根県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
20	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	42	えどがわ共創プラットフォーム
21	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム	43	かながわPPP/PFI地域プラットフォーム
22	ふじのくに官民連携実践塾	44	さがPPP/PFI研究フォーラム



(令和8年度)

PPPサポーター制度、PPPパートナー制度

○こんなお悩み・ご希望ありませんか？

- ・PPP/PFIを検討したいが、庁内にノウハウがなく、相談先也没有せん。
- ・職員がPPP/PFIについて考えるきっかけとして勉強会を行いたい。
- ・先進的な事例に携わった人に自治体まで来てもらって、いろいろ意見を聞きたい。

- ・職員にPPP/PFIに関するセミナーに参加してもらいたい。
- ・PPP/PFI参画実績のある民間事業者や金融機関の話を知りたい。
- ・職員が検討を進めるにあたっての相談相手が欲しい。

PPPサポーター制度

地方公共団体
地域企業



相談・依頼

サポート

サポーター



サポーター※

これまでPPP/PFI事業において成果をあげてきた実務者（自治体職員、学識者、民間事業者職員）を任命しています。

サポート方法

研修会講師
ファシリテーター
等※



その他にも様々なサポートが可能です！

- ・派遣支援
- ・電話相談
- ・メール相談
- ・オンライン相談 . . . 等

PPPパートナー制度

データベースパートナー

- ・PPP/PFI事業に関するデータベースを提供します。地方公共団体は無償でご利用いただけます。
- ・公的不動産に関するデータベースを無償で公開します。

セミナーパートナー

各々の強みを活かして、地方公共団体、民間企業等を対象としたPPP/PFIに関するセミナーを開催します。セミナーの参加費は無償です。

金融機関パートナー

地方公共団体及び民間企業等を対象に、無償での個別の融資等に関する相談やPPP/PFIに関する参加費無料のセミナー及び勉強会を実施します。

個別相談パートナー

地方公共団体及び民間企業等を対象に、無償での個別の事業等に関する相談やPPP/PFIに関する参加費無料のセミナー及び勉強会を実施します。

※令和7年度の実績：計84名

地方公共団体等職員：20名、学識経験者：6名、民間企業等職員（コンサル）：35名、民間企業等職員（事業者）：19名、民間企業等職員（金融機関その他）：4名

※令和8年度の実績：データベースパートナー（3社）、セミナーパートナー（9社）、金融機関パートナー（18社）、個別相談パートナー（80社）

- 国土交通省が提示する、**地方公共団体等からの応募を求める取組**※¹について、地方公共団体等が**先導的な官民連携事業**※²による解決を図るための調査を実施する場合に、調査委託費の全部又は一部を**補助**※³する。

※1 地方公共団体等からの応募を求める取組

①持続可能なインフラマネジメントの実現

インフラ老朽化の更なる進行や地域のインフラを支える地方公共団体の職員不足といった課題に対応し、点検・診断等の確実かつ効率的な実施や、地域の将来像に即したインフラストックの適正化、住民の主体的参画の機運醸成といった「地域の将来像を踏まえたインフラの再構築」に向けた取組。また、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを群として捉え、効率的・効果的にマネジメントする「群マネ※⁴」の取組や、新技術の活用や維持管理データの蓄積・共有等による点検・診断等の効率化・高度化といった「地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の維持」に向けた取組。

※4 地域インフラ群再生戦略マネジメント

②スモールコンセプションの推進

人口減少等によって生じた廃校等の空き施設や、地方公共団体が所有する古民家等の空き家について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模なPPP/PFI事業（コンセプションを含む官民連携による事業）により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。

③その他

（※ ただし、国土交通省が所管する分野に関連する取組を優先する。）

- ・「PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）」（令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定）の推進に寄与する取組。
- ・地方公共団体等が、立地、環境、気候、風土、歴史等の地域性を考慮して必要と判断した独自性の高い取組。

※2 先導的な官民連携事業

- 事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等に先導性・モデル性があるもの
- 地方公共団体におけるノウハウの蓄積や人材育成につながる内容を含む等、調査の進め方に先導性・モデル性があるもの 等

※3 補助事業の内容

- 補助対象経費：以下の（イ）又は（ロ）に要するコンサルタント等の専門家への調査委託費

（イ）事業手法検討：官民連携事業の導入や実施に向けた検討

（ロ）情報整備等：官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等

- 補助率：予算の範囲内で定額補助

- 補助限度額：2,000万円/件

（※ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセプション事業に関する検討を除き、補助率：1/2、補助限度額：1,000万円/件）

弘前市吉野町緑地周辺整備等 PFI事業（H26年度支援）

青森県弘前市



【事業概要】

市が民間施設である吉野町煉瓦倉庫を取得し、R0方式により美術館として再整備を行うとともに、隣接する土淵川吉野町緑地（公園）と一体的に芸術文化施設として運営を実施。

【事業化による効果】

- 事業費：約43億円 VFM：7.8%
- 主要交通施設から美術館への導線となる中心市街地の活性化に寄与。

令和8年度 先導的官民連携支援事業 支援案件一覧

持続可能なインフラマネジメントの実現(9件)

調査主体	事業名(応募時)
室蘭市(北海道)	積雪寒冷地の同一規格舗装点検データ共有と人の群マネによる包括的民間委託導入可能性調査
前橋市(群馬県)	差分解析を活用した4巡目橋梁定期点検の高度化・効率化と長期包括的民間委託導入可能性調査
片品村(群馬県)	片品村中心エリアの公共施設・観光拠点の一体的再整備に向けたPPP・PFI等導入可能性調査
静岡県	コンセッションを活用した有料道路事業に関する調査
北名古屋市(愛知県)	沖村西部調整池底部有効活用を牽引事業とした官民連携事業導入可能性調査
貝塚市(大阪府)	泉州地域におけるインフラ維持管理体制構築に向けた調査
貝塚市(大阪府)	公営住宅の維持管理・運営に係る広域型官民連携事業スキーム検討調査
豊能町(大阪府)	官産民学「共創の場形成」による地域協働型維持管理体制の構築可能性調査
宝塚市(兵庫県)	「設計・運営先行選定型サービスプロバイダー方式」による複数・多分野施設の包括整備・エリア一体経営手法検討調査

スモールコンセッションの推進(9件)

調査主体	事業名(応募時)
池田町(北海道)	小規模自治体での複数「遊休公的施設」を、多様な事業規模・事業プランに対応させるスキームの構築調査
小美玉市(茨城県)	駅周辺エリア価値向上を目指す市有地及び複数小施設一体利活用官民連携導入可能性調査
郡上市(岐阜県)	「白山古道」の起点の宮司家を核とした地域再生に係る官民連携手法等調査
神戸市(兵庫県)	旧山口邸利活用を中心とした北野・新神戸エリア活性化調査
大崎上島町(広島県)	島まるごとホテル事業スモールコンセッション公民連携検討調査
砥部町(愛媛県)	スモールコンセッションによる空き家・公共施設の再生・活性化に関する調査
芦屋町(福岡県)	芦屋港官民連携事業化準備調査
玉東町(熊本県)	スモールコンセッションによる駅を中心としたまちづくり加速化に向けたPPP導入可能性調査
杵築市(大分県)	公有古民家群を核としたスモールコンセッションによる中心市街地活性化・PPP導入可能性調査

「PPP/PFI推進アクションプラン」に沿った取組や、地域性を考慮した独自性の高い取組(6件)

調査主体	事業名(応募時)
斜里町(北海道)	町民の健康を増進し、世界遺産・知床の玄関口で広域的な防災力を高める地域エネルギー活用型「寒冷地フェーズフリー拠点」の形成調査
茨城県	県立カシマサッカースタジアムに代わる新スタジアム整備・運営における官民連携手法導入可能性調査
八潮市(埼玉県)	「道の駅」を軸とした交通連結拠点の形成検討調査
北区(東京都)	醸造試験所跡地公園・旧醸造試験所第一工場及び周辺公園等活用にかかる可能性調査
蒲郡市(愛知県)	県・市連携による蒲郡東港港湾緑地を核としたみなと緑地PPP導入可能性調査
津市(三重県)	津駅東口交通ターミナル上部空間活用事業化検討調査

民間提案型官民連携モデリング事業の概要

- 「民間提案型官民連携モデリング事業」は、地方公共団体が抱える課題（ニーズ）を、民間事業者から提案された新たな官民連携手法（シーズ）により解決することを目指す取組です。
- 国土交通省の委託調査によって、官民が一体となって新たな官民連携手法を構築し、全国の地方公共団体のモデルとして、地方ブロックプラットフォームなどを通じて横展開につなげていきます。

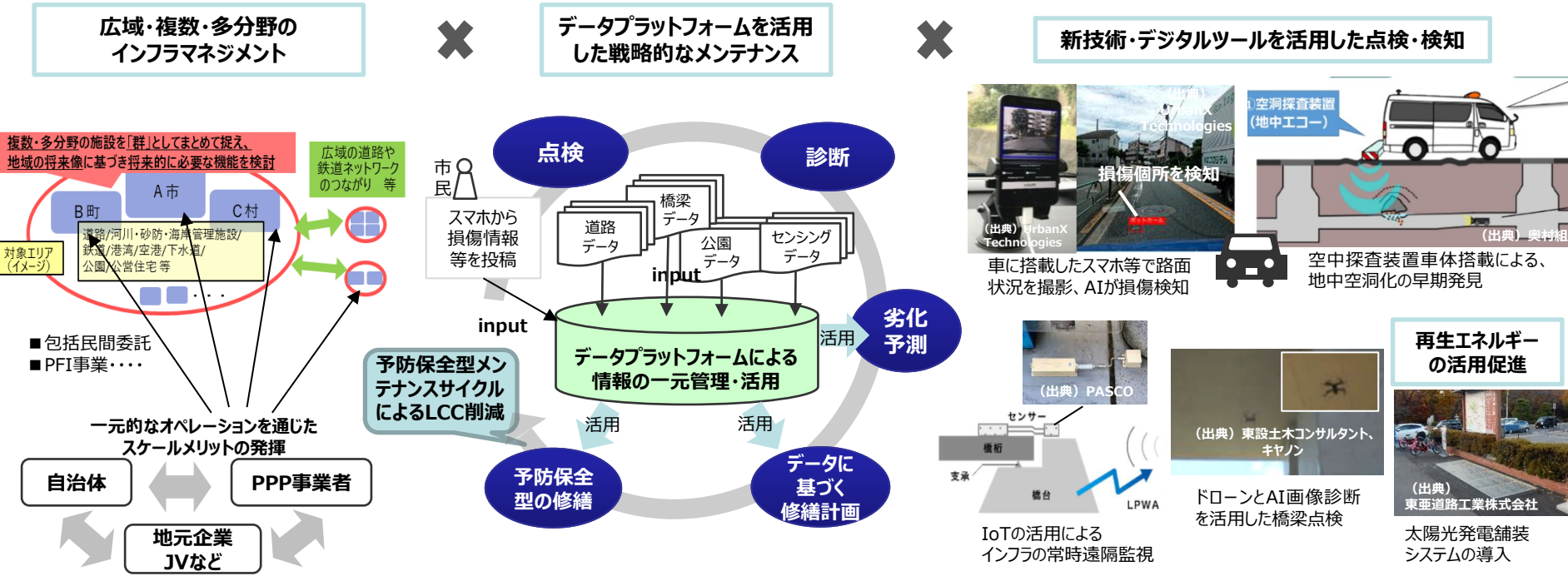
ニーズ： 地方公共団体が抱える公共施設等の課題 （インフラの老朽化への対応、遊休公的施設の利活用、カーボンニュートラルの推進 等）



「民間提案型官民連携モデリング事業」によりニーズとシーズをマッチング

シーズ： 民間事業者が有するPPP/PFIのノウハウや技術を活用した新たな事業手法

〔シーズの例〕



分野	調査業務名称	選定団体名	モデル構築 地方公共団体
持続可能な インフラマネジ メントの実現	水辺利活用事業とインフラ維持管理事業を統合した 多分野連携の群マネスキームの構築	三菱総合研究所・清水建設株式会社	潮来市（茨城県）
	社会的影響評価による持続可能な道路橋マネジメント スキームの提案業務	ドーコン・北海道大学共同提案体	静岡市（静岡県）
	市民協働を基盤とした「インフラメンテナンスのまち」の形成	パシフィックコンサルタンツ・NTTフィールドテクノ・ショーボント 建設 共同提案体	宝塚市（兵庫県）
	工事を含めた道路・橋梁マネジメント手法の構築	JFEエンジニアリング・八千代エンジニアリング 共同提案体	長野県
	苦情・要望対応を一気通貫するマネジメント/コールセン ターJVを中核とした低負荷インフラ維持管理モデルの構築	NTTインフラネット、パシフィックコンサルタンツ、 東芝共同提案体	印西市（千葉県）
	フェーズフリー型インフラ管理体制の構築に向けた包括的 民間委託モデルの導入	復建調査設計株式会社	宮古市（岩手県）
スモールコン セッションの推 進	官×民×民（住民）が協働する持続可能な循環型 利活用モデルの構築	エリアブライト・パブリック・マネジメント・コンサル ティング共同提案体	信濃町（長野県）
	大型ショッピングセンター(SC)と中心市街地が遊休PRE 活用を通じ共存・共栄するモデルの構築	イオンモール株式会社	須坂市（長野県）
グリーン社会 の実現	『帯広の森』の多面的機能の可視化とシビックプライドの 醸成	株式会社 建設技術研究所・株式会社 ズコーシャ	帯広市（北海道）
	グリーンインフラの価値の評価・共有によるWell-beingの 向上と地方創生	パシフィックコンサルタンツ・ミドリクNbS共同 提案体	雲南市（島根県）

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>



(PPP／PFI全般に関する問い合わせ先)

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

Tel : 03-5253-8981

E-mail: hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp